

官報

号外 昭和四十三年五月十六日

第五十八回 衆議院會議録 第三十四号

昭和四十三年五月十六日(木曜日)

議事日程 第二十五号

昭和四十三年五月十六日

午後二時開議

- 第一 日本国とニュー・ジールランドとの間の漁業に関する協定の締結について承認を求めるの件
- 第二 メキシコ合衆国の領海に接続する水域における日本国の船舶による漁業に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 第三 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 砂利採取法案(内閣提出)
- 第五 電気用品取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 田中国務大臣の昭和四十三年十勝沖地震の被害状況についての発言
- 鍋島国務大臣の原子力潜水艦佐世保港入港に伴う放射能調査についての発言及び質疑
- 田中国務大臣の去る四月二十五日の本会議における答弁に関して訂正の発言
- 日程第一 日本国とニュー・ジールランドとの間の漁業に関する協定の締結について承認を求め

昭和四十三年五月十六日 衆議院會議録第三十四号

田中国務大臣の昭和四十三年十勝沖地震の被害状況についての発言

めるの件

- 日程第二 メキシコ合衆国の領海に接続する水域における日本国の船舶による漁業に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 日程第三 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第四 砂利採取法案(内閣提出)
- 日程第五 電気用品取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)
- 原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律案(内閣提出)
- 社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 小笠原諸島の復興に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案(内閣提出)

午後四時六分開議

○議長(石井光次郎君) これより会議を開きます。

田中国務大臣の昭和四十三年十勝沖地震の被害状況についての発言

○議長(石井光次郎君) 田中国務大臣から、昭和四十三年十勝沖地震の被害状況について発言を求められております。これを許します。国務大臣田中龍夫君。

〔国務大臣田中龍夫君登壇〕

○国務大臣(田中龍夫君) 昭和四十三年十勝沖地震の被害状況につきまして、御報告を申し上げます。

まず最初に、今回の震災によりまして、不幸にもおなくなりになられました多数の方々に対しまして、つつしんで哀悼の意を表しますとともに、お気の毒にも罹災されました方々には、政府といたしましてできるだけ早くの回復をいたすべく、一日も早く立ち直っていただかれますように努力をいたす所存でございます。

まず、被害状況とそれに対する政府の対策につきまして御説明を申し上げます。

昭和四十三年五月十六日午前九時四十九分ごろ、北海道、東北地方を中心に中国地方にまで感じたほどのかなりの地震がありました。

震源地は、十勝沖で、海底の深さ四十キロメートルと推定せられ、そのマグニチュードは七・八でありました。各地の震度は、苫小牧で六の烈震、浦河、函館、広尾、八戸、盛岡で五の強震でございました。

この地震によりまして、津波の発生が心配されました。嚴重な警戒を行なったのであります。が、現在までに、宮古で二メートル以上、八戸で一メートル二十六センチ、大船渡で一メートル四センチ、函館で七十二センチ等の観測をいたしております。

この地震によりする被害は、北海道、青森県、岩手県、宮城県に及びまして、通信線の故障などのためにまだ全貌は明らかにせられておりませんが、現在までのところ、死者十四人、行方不明十人、負傷二十三名、家屋全壊八十三棟、半壊十七棟と相なっております。

政府といたしましては、この十勝沖地震非常災害対策本部を設置いたしますとともに、至急政府調査団を現地に派遣することといたして、よりな次第でございます。

以上、御報告をいたします。(拍手)

鍋島国務大臣の原子力潜水艦佐世保港入港に伴う放射能調査についての発言

○議長(石井光次郎君) 鍋島国務大臣から、原子力潜水艦佐世保港入港に伴う放射能調査について発言を求められております。これを許します。国務大臣鍋島直昭君。

〔国務大臣鍋島直昭君登壇〕

○国務大臣(鍋島直昭君) 米国の原子力潜水艦ソードフィッシュ号の佐世保港寄港時におきます放射能調査問題につきまして御報告申し上げます。

同潜水艦は、五月二日朝、佐世保港に入港し、十一日、同港を出港いたしました。

五月二日の同艦入港直後に、通例により、モニタリングポートにより港内の放射能調査を実施いたしました。が、平常時と変わらない測定値を得た次第でございます。五月六日朝、同じくモニタリングポートにより港内の放射能調査を行なったところ、数個地点におきまして、平常時の十ないし二十倍の数値が測定されました。

これに対しまして、科学技術庁は、直ちに再度の放射能調査を行なうよう現地に指示いたしますとともに、測定されました異常値の原因を調査するため、五月九日以降、専門家会議を開催し、現地から送られてきました記録データの検討を行な

昭和四十二年五月十六日 衆議院會議録第三十四号

船員局長の原子力潜水艦佐世保港入港に伴う放射能調査についての発言 原子力潜水艦佐世保港入港に伴う放射能調査についての発言 小宮山重四郎君の質疑

一〇六

いしましたが、その原因を分析するためには疑問の要素が多かったので、さらに詳細な調査を行なうため、三人の専門家が成る調査団を五月十日、現地に派遣いたしました。

十三日、専門家会議から中間報告を受けましたところによりますと、その後の放射能の測定値には何ら異常なく、また測定機器も正常に作動し、その操作も正しいことが確認された次第でございます。また、放射能以外の電氣的原因によります影響の可能性につきましても調査を行ないましたところ、これらがその測定器には影響を与えないということが判明した由であります。したがって、専門家会議の現段階の意見より見れば、今回の異常値を放射能以外の原因によるものと見るとは困難であると考えられておるのが現状であります。

一方、米国側に対しては、十三日、三木外務大臣から、安全保障協議委員会においてジョンソン駐日米大使に対し、原因の調査に協力するよう要望し、アメリカ側もこれに対しその用意ある旨を答えておる次第でございます。

また、原子力委員会が、十四日臨時委員会を開きまして同委員会の見解を取りまとめ、これを政府に提出いたしました。これによりますと、今回の異常値は人体に実害を及ぼすものではないが、次のような三つの措置をとる必要があることを示しております。

第一は、原因の究明はさらに調査検討すべきであり、その際、アメリカ側にも資料提供等を求めるなどの方法をとる必要があること。

第二に、原子力軍艦寄港時におきまして放射能調査体制の整備強化をはかる必要があること。

第三に、現在、異常値の原因を調査中であり、また調査体制の整備強化をはかる必要がありますので、その間、原子力軍艦の寄港が行なわれないよう善処すべきと考えること。

以上三項目になっております。

体実害を及ぼすほどのものではございませんが、政府といたしましては、この原子力委員会の見解を尊重して、今後その原因の究明、放射能調査体制の整備強化、アメリカ側に対する所要の要請を行ない、安全性の確保をはかり、国民の不安の除去につとめたいと考える次第でございます。わが国の将来にとりまして、原子力の平和利用は不可欠の要件でありまして、国をあげてこれにつとめなければなりません。安全性の確保と国民の正しい理解なくしては、とうていその推進は望み得ないものでありまして、政府としましては、これらの点に關しまして万遺憾なきを期したいと考えております。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

原子力潜水艦佐世保港入港に伴う放射能調査についての発言に対する質疑

○議長(石井光次郎君) ただいまの発言に対して質疑の通告があります。順次これを許します。小宮山重四郎君。

〔小宮山重四郎君登壇〕

○小宮山重四郎君 私は、自由民主党を代表して、ただいま発言のありました米国の原子力潜水艦佐世保港に伴う放射能調査について、総理をはじめ閣僚各大臣に質問をいたしたいと思っております。

今回の事件は、国民の間で大きな関心事になっているのであります。さきに総理は、ジョンソン大使及びシャープ米太平洋軍司令官に対し、原因が原子力潜水艦によるものでないということであれば、確証を示してほしいと発言されたのであります。この問題が国民全体に大きな不安を巻き起こしている以上、総理が米側に示したき然たる態度を受け難いので、私の質問に対しても、明快率直な答弁をもって、国民の疑惑を一掃していただきたいと存する次第であります。(拍手)また、本件の問題点を明らかにし、かつ、これに対する

処理のしかたを明確にしておきませんと、今後のわが国と米国の関係並びにわが国における原子力の平和利用の推進に關して大きな影響を及ぼすものと思ひます。私は、このため、以下本件の問題点の所在を解明し、処理のしかた、今後の対策等について、二、三の質問を試みんとするものであります。

まず第一に、今回の調査においてあらわれた異常値は、ただいまの科学技術庁長官の御報告によりますと、専門家の報告では、何らかの放射能以外の原因によるものと考えられることは困難であるといふことでございますが、かりにこれが何らかの放射能によるものであるとした場合、たとえば、過去において起こりました、中共の核爆実験による放射性降下物の人体に及ぼす影響等に比べますと、どの程度のものか、科学技術庁長官に伺いたい。

次に、本異常値が、はたして米国の原子力潜水艦からの放射能によるものであるかどうかについては、十分な調査が行なわれなければならないと思ひます。政府としては、いままでどのような調査を行なっておられるのか、承りたいと思ひます。私として考えますのに、相手が米国の軍艦であることから、日本側の資料、情報だけでは調査に限界がありはしないか。もしそうだといたしますと、米国側に対しては、資料の提供など、できるだけの協力を求めることが必要であると考えますが、この点についてはどのようになっておりますか。外務大臣及び科学技術庁長官に伺いたいのであります。

次に、米国の原子力軍艦の寄港につきまして、日米間の安全保障条約に基づいて、日本の寄港が認められているものと承知いたしておりますが、しかし、一方、米国側においても、寄港に際して十分な安全性を確保した上で、寄港するたてまえになつてゐると思ひます。したがって、安保体制によつて日本の安全が確保されているのだといふことと、寄港する米国の原子力軍艦の安全性

の問題とは、明確に区分して考える筋合いのものだと思ひます。すなわち、この観点からすれば、安全性云々をもつて、安保体制そのものを否定するような議論は、筋違いのものであると考えます。(拍手)この点をはっきりさせた上で、次の点を総理にお伺ひいたします。

すなわち、本異常値についての調査の期間中は、原子力潜水艦の寄港については、米国側の慎重な配慮を望むべきだと思います。また、調査の結果、万一原子力潜水艦の放射能によるものであるということが判明いたしました場合には、今後の米国の原子力艦船の寄港について、日本政府としていかなる姿勢で臨むつもりであるか、明快な御所見を承りたいのであります。

次に、本異常値が発見されて以来、その発表のしかた、あるいは放射能の測定監視体制等について、いろいろな不備、不手ぎわがあつたのではないかと、これに対して政府の御所見、もし不備があつた場合、いかなる対策を考えていらっしゃるのか、伺いたい。また、伝えられるところによりますと、過去においても異常な測定値があつたのではないかと、さらにそれがやむやみにされたのではないかと、あらわされておりましたが、その点についていかがでありますか。あわせてお伺ひいたしたいのであります。

最後に、冒頭にも申し上げましたように、本件の処理いかんは、わが国における原子力の平和利用の推進にとつて大きな影響を与える問題でありますとともに、国際的にも、この処理のしかたが波及するところが少なくないと思ひるのであります。本問題の解明にあたり、慎重に慎重を期すべきであると強く要望して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 小宮山君にただいまの質問に對してお答えする前に、私は、まず、田中大臣から御報告いたしました十勝沖地震の被害につきまして、今回多大の被害を生じ、また鐵

性者の出られたことに對しまして、心からお見舞いを申し上げます。

被害の状況等につきましては、先ほどの総務長官から報告があったとおりであります。被害の規模等にかんがみ、政府としても万全の措置を講じてまいる考えでございます。(拍手)

次に、ただいまの小宮山君の質問に對し、私に對する一点だけお答えをいたします。

佐世保に異常放射能が検出されましたこと。この原因は何によるものか、さらにさらに検討を必要といたします。これを十分究明いたしまして、国民の前にその原因を明らかにし、そうして国民の不安を除かなければならないと思ひます。これらの点については、科学技術庁長官や、さらにまた外務大臣等からお答えすることにいたしますが、ただいまお話のありました点について、原子力委員会におきましても、さつそく会議を開き、そうして政府に對して、とるべき措置について意見の上申がございました。

この委員会の見解といたしましては、すでに御承知のように、日本側におきまして原因を究明いたしますが、同時に、その際には米國側に資料の提供を求める、そうして適切な方策をすみやかに講ずる必要がある。また、第二点といたしましては、放射能の調査体制の整備強化をはかる必要があるということであり、最も大事なものは第三点、異常値の原因究明のため調査中であり、また放射能調査体制の整備強化をはかる必要がある。この間、原子力軍艦の寄港が行なわれないよう善処すべきである。かような意見の上申でございます。

政府といたしましては、この見解を尊重いたしまして、原因の究明や放射能の調査体制の整備をはかることはもちろんであります。米國側の協力も得まして、そうして安全性の確保をはかり、国民の不安の除去につとめてまいる考えであります。特に、第三項につきましては、安全性の確保がなされるまでは原子力軍艦の寄港は差し控えて

もらうよう善処する考えでございます。

以上、お答えをいたします。(拍手)

【国務大臣(三木武夫)登壇】

○国務大臣(三木武夫) 小宮山君の私に對する質問は、原因を徹底的に究明するためには、日本のデータだけではやはり不十分なので、アメリカからも調査に對しての資料を求めて、徹底的に究明をすべきであるという御意見に對して、これに見解を求められたわけでございます。われわれとしても、日本だけでは不十分であります。われわれとアメリカからそういう資料の提出のみならず、専門家の派遣を求めて、日本の調査に對してアメリカの協力を求めまして、今回の事件を徹底的に究明をして、原因を明らかにすることに努力いたしたいと考えております。(拍手)

【国務大臣(鍋島直昭)登壇】

○国務大臣(鍋島直昭) 第一点でございますが、今回の異常に測定された数値のものは、中共の核爆発のものかどうかということにつきましては、われわれの得ております資料によります。中共の核爆発の際に出ました異常数値は非常に大きいものでございまして、一万カウントに近いものもございまして、数千カウントに近いものもございまして、今回ののは大体空中の千四百ないし千五百というカウントでございしますので、まず人間に危害はないものと考えております。

第二点でございますが、調査の方法につきましては、ただいま外務大臣よりお話がございましたが、直ちに専門家を呼びつけて現地に派遣し、現在におきましては、十人の専門家を派遣して、本日その検討をいたしております。

しかし、何ぶん、アメリカの軍事機密といわれる軍艦の調査等にもかかってまいりますので、この点につきましては、アメリカ側の資料そのほかを、その専門家会議によつて要求すべきものは要求し、あるいは討論すべきものは討論し、でき得る限りの調査を今後進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、五月六日、事件が起きたときの措置につきて、今日反省をいたしますと、やはりとつた措置、あるいはその発表等につきましては、反省すべき点がございます。それは、当初異常値を発見いたしましたときに、異常値の出方に、あるいは水中、空中とが同様に当たるとか、いろいろございしますが、ちよつとした疑念の点を、測定員が感じまして、科学技術庁の技術屋も感じまして、第二回の調査をする、それまで発表を待とうというようにおきまして、かえつて発表がとれたために非常に市民の方々に不安を感ぜまして、私としましては、体制を整備強化いたしまして、係官の相当な権限のある人を現地に置き、あるいは佐世保市当局、県当局、あるいは現地米軍との連絡等をよくいたしまして、こういふことのないように措置いたしたいと考えております。

次に、過去におきまして異常値があったのではないかと。現在、過去の資料を調べてみますと、数年前、昭和四十一年前後に、横須賀において異常値が発見されたことがあると聞いております。しかし、その点につきましては、当時の調査によりまして、リーダーによるものが原因であつたといふことで、私は、この際におきましては、放射能による異常値ではなかつたというふうに何つておる次第でございます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 石川次夫君。

【石川次夫君登壇】

○石川次夫君 私は、日本社会党を代表いたします。佐世保港入港の原子力潜水艦による汚染問題の調査報告に對し、若干の質問をせんとするものであります。

佐藤総理は、本国会の施政方針演説にあたりまして、現代を核時代と規定し、まず第一に、「平和利用と科学技術の面における貢献によつて、核

時代におけるわが國の威信を高める」と申し上げておりますけれども、わが國が先進國に迫いつき追いついて、國民の繁栄をもたらすためには、科学技術の振興が何よりも重要であるといふことは言うまでもないのであります。しかし、われわれは現代を原子力時代と名づけてきたのでありますけれども、それをことさらに核時代といひかえておるというところは、原子力といふことは、原子力平和利用と密接に関連をするものであります。核時代といふことは、核装備、核武装につながるものであります。したがつて、この核といふ字句よりも、衣の下にいろいろがむき出しに見えておるといふ過言ではないのであります。(拍手)

さらに、科学技術の振興によつて國民の繁栄をもたらすのだとは言わないで、國の威信を高めるということは、小学生程度の子供じみた國威宣揚意識のあらわれであります。科学技術の振興に何より大切なことは、基礎研究の充実であります。そうして、國民のしあわせと安全をほんとうに願うという信念であります。

たとえば、原子力の科学についていいますと、基礎的な研究は原子力研究所に集約されておるといふのが現実でありますけれども、従業員の思想傾向が氣に入らない、こういうことで、原子力研究所は極端に冷遇され、極端に弾圧を受けておる。そうして、一方では國威宣揚のための動力炉・核燃料開発事業団において、事業の促進をはかつておるのでありますけれども、かくのごときは、いたずらに砂上に樓閣を築こうとする以外の何ものでもないものであります。(拍手)

また六万件からのテーマを持った基礎的な科学研究費の予算が、本年度予算はわずかに五十億円であります。未開國以下であります。これはF4のジェット機十機分に相当するにすぎないのでありますけれども、一方では防衛庁の軍事研究開発費は幾らでありますか。実に七十一億円であります。

す。ここに、この内閣の平和よりも軍事を愛好する性格というものを露骨に知らされて、りつ然とすると同時に、この内閣にはたして国民のための科学技術振興を呼号するだけの資格があるかどうか、はなはだ疑わしいといわなければなりません。(拍手)

このような事実を目をおおいまして、巨大科学の推進を通じて、大企業、特に軍事産業に奉仕しようとする意向が、はたしも施政方針演説にあらわれておるわけでありまして。そして軍事産業では特に多くの利潤を得させることができます。そして大骨も小骨も抜かれて、かまぼこに調理をされた政治資金規正法によって、多くの献金が期待できる道理であります。

もともと原子力潜水艦は原子力兵器でありますけれども、その議論は一応おくいたしまして、この軍艦に核弾頭の魚雷、サブロックを搭載しておることは、世界周知の事実であります。アメリカが搭載しないといっているから、搭載しないといっているというのには、世界中で日本の自民党政府だけあります。さらに戦国用あるいは作戦上の必要から、この原子炉の操作はきわめて簡易化されておまして、構造上に非常な手抜きと危険性があります。そのため安全性の上で多くの問題があるといふことは、専門家がひとしく指摘しておるところであるにかかわらず、政府はわれわれの質問に対してどう答えておられますか。それだけ簡便化できたというのには、それだけアメリカの技術がすぐれている証拠であると答えたのであります。こういう聞き直り方をすると、うのは、あき果てた詭弁というよりは、ほんとうにそう思っているとしたら、政府の知能指数は白痴同様であるといわざるを得ません。(拍手)

そもそも日本の原子力基本法は、厳然として平和目的に限るということをはっきりいって、おられますけれども、軍事目的の明らかな軍艦であつても、原子力推進機関を持つところの原子力潜水艦の寄港を認めるということは、どう強弁いたしま

しても、原子力基本法の明らかな違反であります。一体、原子力基本法の存在を佐藤総理大臣は御存じなんでしょうか。この点についての佐藤総理の見解を伺いたいと思ふのであります。今回佐世保に入港した原潜による汚染が国民の関心を集めておられますが、いまの監視体制と測定方法では、ただ単にガンマ線とベータ線を測定するだけで、まことに通り一べんのものであります。そして、ただ国民に安心しろという目的だけの測定にすぎないのであります。さらに結局は、汚染の原因は不明であつて、アメリカの原潜が原因ではないんだという弁明に便乗し、同調して、またぞろ、アメリカが原潜が原因でないというから、決して原潜が原因ではないんだということができるような監視体制をあらかじめ準備しておいたといつても過言ではないのであります。異常値が発見されまうという、あわてふためいて再調査をしながら、一方では湾内の風波が高くて本日は測定できなかった、こういつて科学技術庁は事の隠蔽をはかつたのでありますけれども、さらにそのことが暴露されまうと、アメリカ側の言い分に従つて、レーダーの影響だと言ひ始めました。ところがレーダーの影響ではないといふことがわかりまうと、今度は、アメリカ側が工作艦の溶接器が原因ではないかと言つておるから、その裏づけをしようと思つて、懸命に狂奔をいたした。そうしてますます国民の疑惑を深めただけあります。異常値が発見されたら、まず原子力潜水艦の影響ではないかといふことを疑つてかかるのが最初になすべきことであるにもかかわらず、他の原因を無理に見出そうとすること自体、本末転倒であります。国民の安全を守る立場を全く忘れたアメリカの代弁者としての立場であるといわなければならぬのは、まことに遺憾であります。(拍手)

測定器というものは、元来国民の安全を守るために、放射能を測定する器具なんでありまう。それが現実には、アメリカのかわりに、原子力潜水艦を寄港させる裏づけをするための道具になつておる。まことに遺憾といわなければなりません。(拍手)

いまになつてアメリカに対し調査団の派遣を要求しておるようでありますけれども、一体何のために要請しておるのですか。日本はただ一つの被爆国であるという関係もありますけれども、放射能汚染の研究については、日本学術界の業績は世界で一頭地を抜いておるのです。これはだれでもが知つておられます。それなのに、いまになつて、時期はずれでも原因の究明が不可能になつた時点で、一体何をアメリカに調査をさせようとするのでありまうか。思うに、アメリカのおえらい方々の御意見なるものに耳を傾けて、時間をかせいで、原因をあいまいにして、結局のところ、原子力潜水艦の放出水ではないと言ふための証拠固めに御協力を申し上げようとするところの政府の意図以外の何ものでもないと言せざるを得ないことは、まことに遺憾であるといわなければなりません。(拍手)

わが国が必要なのは、調査資料として、冷却水がいつどの地点でどのくらい放出されたか、放出前の原子力潜水艦内におけるところの放射能のチェックの状態は、一体どうなつておつたか、こういう正しい資料を要求することが必要であります。また、ソードフィッシュ号の出港がおくれたというその事故の原因が一体何であつたか、その点、納得のいくような説明を求めなければならぬと思ふのであります。さらには、原子力潜水艦の原子炉の構造をわれわれは知らなければ、原因の探求には十分であります。これらについて明らかにする交渉をする気持が一体あるのかどうか、科学技術庁長官並びに外務大臣に伺いたいと思ふのであります。

さらに、こゝでも説明されましたが、昨年五月の末に、横須賀におきましてスヌーク号が寄港いたしました際に異常値が検出されましたけれども、これはレーダーの影響であつたといふふうに、ただいまも報告されております。しかし、これに

携つた学者は、そのような断定はしてはもらなかつたといふことは聞いておるのであります。いつ、どこで、このように結論がレーダーというふうに変つたのか、どこですりかへられたのかを伺いたい。そして、同時に、本件の再調査を強く要望せざるを得ないのであります。

外務大臣は、さきに施政方針演説におきまして、「アメリカと関係の深い国であつても、軍事的に国外に立つてゐる日本こそは、アメリカに率直に勧告できる立場にある」と言つておられます。国民はこのことに心から期待をつないだと思ふのでありますけれども、実ははたしてどうだったでありまうか。完全に裏切られたわけでありまう。

一例をあげてみましよう。先般審議されました日米原子力協定におきましても、日本の態度は、無担保で銀行に金を借りに行くよりなまことに卑屈な態度であります。なぜなら、現在の部分核停条約においてすらも、査察を受ける側、その国に拒否権があるのでありますけれども、この協定では日本の拒否権といふものは認められまう。また、査察の対象が、この協定のもとでは、核防条約で予定される査察の対象よりもはるかに広がつて、ほとんど無制限に近い状態になつておるのであります。また日本に輸入されたアメリカの濃縮ウラン、原子炉あるいはその他の関連器具の故障などについては、アメリカは一切責任を持たないといふことになつておられます。さらに重要なことは、この屈辱的な片務協定の改定は、いまだから論議されようとするところの核拡散防止条約に賛成するといふことが前提で初めて行なわれる約束になつておるわけでありまう。こんなことで、これから国際間に大いに議論を戦わそうとしておられますところの核防条約、なかなか問題の多い査察の問題について、堂々の主張を日本がでるかどうか、はなはだ疑わしいといわざるを得ないのであります。これではたして自主独立外交といえるのでありまうか、外務大臣の所見を伺

いたいと思うのであります。(拍手)

佐藤総理は、この事件の起こりました以後の決算委員会におきまして、わが党議員の質問に対して、原因が不明であれば、原潜を二度、三度と入港させてみればよいと答弁しておられます。国民の不安に対しては、核エネルギーであるとかさ笑ったのであります。われわれは、このことは日本の総理大臣のこととはどうしても信ずることはできません。(拍手)アメリカ政府の代弁としか受け取ることができないのでありますけれども、いままも同じ意見でありますか。事はきわめて重大であります。はつきりとした御答弁を伺わなければなりません。(拍手)

われわれは、科学技術の推進を心から念願し、また将来のエネルギー源であるところの原子力科学の自主的な開発の一日も早くから心から念願いたしておるわけでありまして、そのためには、単に経済性にとらわれず、あくまでも安全性を確立することを通じて、積極的な国民の協力を得ることが不可欠の条件であることは言うまでもございません。今度政府が、ことさらに事を隠蔽したり、結論を他に転嫁しようとするような態度は、いたずらに国民に不安を増大させ、原子力平和利用の科学の推進に大きな障害を与えた。その責任はきわめて重大だといわなければなりません。(拍手)

私は、今度の件で、非常に多くの、世界のレベルを越えた公正な学者の意見をいろいろと聞いてまいりました。そして、その原因は原子力潜水艦以外には考えられないというのが、学者全部の一致した見解であったことを報告しなければなりません。(拍手)アメリカとの合同調査に名をかりまして時間をかせぎ、原因をいまいにして、その原因が原子力潜水艦とは断定できないとするようなことは、断じて許すことはできません。(拍手)アメリカ政府の口上書に、「測定し得る程度の増加をもたらすようなことはない」と言い切っている以上、今後の寄港は、約束違反でありますから、

断固として拒否することこそが、国民の期待にこたえるところの唯一の道であると信じてやまないものであります。(拍手)調査が済むまでは寄港をやめてもらいましょという卑屈な態度であったのでは、国民は絶対に納得できません。すべて、このような混乱と、国民の不安が醸成されたことは、国民の意思に反して、原子力空母、潜水艦を寄港させることから出てきておるわけでありまして、日本の総理大臣である以上は、拒否するのが当然である、こういう立場に立つて善処をしなければならぬと考えるのでありますけれども、総理大臣はどうお考えであるか、伺いたいのであります。

佐藤総理は、沖縄の核つき返還の実現のために、公然と核兵器搭載の原子力潜水艦、空母を寄港させて、その地ならしをはかり、原子力基本法の精神を明らかにせようとしてまいりました。そのことによつて、日本の国民は、戦争と安全性に対する二重の不安におびえておるわけでありまして、一体、日本には、ほんとうに国民の生命と安全を守るための政府が存在しているものであろうか、あるのはただアメリカ合衆国日本領事館ではないのか。国民の心から憤激を、下僕のようにアメリカに卑屈な態度をとり続け、国民に対してはいたたけだかの態度をとつておるこの現内閣の退陣を望む声は、今回の問題を契機として、ほうはいとして高まりつつあることは事実であります。(拍手)

私は、佐藤内閣に猛反省を促して、私の質問を終わりたいと思います。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤作君登壇〕
○内閣総理大臣(佐藤作君) 答えいたします。

原子力基本法は、御承知のように、自主、公開、平和の利用、こういうことでなければならぬ。また、私どもは施政演説でもはっきりいいたしましたように、核兵器は持たない、持ち込みも許さない、製造もしない、こういうはっきりした態度を堅持しております。

そこで、ただいま原子力潜水艦、あるいは原子力軍艦、こういったものは核兵器だ、こういうような断定を下しておられます。しかし、これは原子力を推進力にしておる軍艦であり、潜水艦である、かように理解すべきものでありまして、いわゆるわが国の原子力基本法に矛盾するものではございません。ただいま、原潜は必ずサブブロックを搭載しておる、かような断定でございますが、もし核兵器を持ち込むならば、それこそ事前協議の対象となるのであります。さようなことは絶対にございませぬ。したがって、かような事柄において、国民を迷わすようなことは慎んでいただきたいと思います。(拍手)

第二の問題で、決算委員会における私の答弁をいろいろ御批判になりましたが、先ほども申しましたように、原子力潜水艦が入港する場合には、その安全性を確認した上でこの入港を許すのでございませぬ。したがって、私は、これを入港させて、それによつてひとつ研究する、こういうふうな考え方はございませぬ。私は、政府が許しておる場合には安全性は確保されている、かような確信のもとでございませぬ。ことに国民の感情を無視することはよろしくございませぬ。先ほど申しましたように、原子力委員会の申し出もございませぬから、その意見を十分尊重いたしまして、この原潜等の入港につきまして私は善処するということとは、先ほど小宮山君にお答えしたとおりでございます。

それから、その次の問題で、いまの佐世保港において異常放射能が出た、こういうところから日米安全保障体制、これ自身も本来的にあぶないのだ、かようなお話をされますが、私は、わが国の安全を確保するために日米安全保障体制は絶対に必要だ、かように思っておりますし、また、わが国があらゆる攻撃からわが国を守るためにアメリカの核抑止力にたよる、この体制は続けてまいるつもりでございませぬ。(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇〕

○国務大臣(三木武夫君) 石川君の私に対する質問は、日米の原子力協定は非常に不平等な協定ではないかというのが一点でございませぬ。

御承知のように、日本がエネルギー源を原子力発電に重点を置かなくてはならぬ。その場合に、濃縮ウランを輸入しなければならぬわけでありまして、しかし、これは現在アメリカだけしか供給できないわけでありまして、この協定の中には一方的と見られるような条項も確かにありますけれども、しかし、一方において、三十九年という長きにわたつて、アメリカが燃料の供給の義務を持つておると考えたならば、この条約というものが、日本の必要によつて燃料を輸入するものである、アメリカは供給の義務を負うておるものであると考へたときに、この協定それ自体が非常な不平等なものとはいへないと思へるものでございませぬ。また、もし燃料の開発ができて輸入を必要としなければ、日本は輸入する必要はないのであります。アメリカから押しつけられて燃料を買うという性質のものではないのです。日本の必要から輸入するのでありますから、必要があれば、供給の義務は負つても、それだけを日本は買ふ必要がないのでありますから、そんなにこの協定が非常に不平等なものであるという、この協定に対する批判は私は当たらないと思ふのでございませぬ。(拍手)

それから第二点は、この日米間の原子力協定に対しての査察が、これは非常に厳格ではないかというところでございますが、もしこの査察が、国際原子力機構の査察に比べて非常に厳格であるならば、国際原子力機構の査察の基準に従つて協定の改正も行なう考えでございませぬ。特に日米間の協定で、国際的な査察以上に厳格な査察をわれわれが実施していく考えは持つておりませぬ。国際的な基準に従つて日本は査察を受ける考えでございませぬ。この点は、われわれとしても、今後ともこの査察がこの協定によつて非常に厳格な査察

昭和四十三年五月十六日 衆議院會議録第三十四号

原子力潜水艦佐世保港入港に伴う放射能調査についての発言に対する石川次夫君の質疑 原子力潜水艦佐世保港入港に伴う放射能調査についての発言に対する内海清君の質疑

一一一〇

を受けることのないように注意をいたしてまいりたいと考えております。

第三点は、核拡散防止条約に賛成をしなければ、燃料は日本が入手できないのではないかと、あるいは御懸念であります。核拡散防止条約とこの協定というものは、そういう関係は持つておりません。この条約に賛成をしなければ、この協定に規定されたアメリカからの核燃料を輸入できないというふうな、そういう因果関係はないのであります。また核拡散防止条約は成立もしてない条約であります。協定は国会の御承認を得ておるのでありますから、できてもない条約が前提になって、この原子力協定の効力が発生するという性質のものでないことは明らかでございます。

また、こういう御質問の背景の中に、日本の外交が自主的な外交でないのではないかと、自主独立の外交ではないのではないかと御懸念でありますが、そういうことは断じてありません。外交の自主性というものは、何も反発をすることが外交の自主性ではない。(拍手)常に国の利益を考えて、日本の国益というものの上に立つて外交をする態度こそが、自主外交であるということを申し上げておきます。(拍手)

〔国務大臣(鍋島直昭君) 答へ〕

○国務大臣(鍋島直昭君) 私に質問がございました点につきまして御答弁申し上げます。

初めてでございますが、科学技術庁の今回の原因究明が、何かしらアメリカに追従するような意図がある、というようなお話がございましたが、私は、現在そういう気持ちには全然ございません。日本の科学技術陣をもつて自主的にこれを最後まで究明していく、その基本的態度をくずさないつもりでございます。

次に、冷却水の問題、あるいは出港がおくれた原因の問題、原子炉の構造等について、これを調査し、資料を提供する意図があるか。今日、実は初めて、日本におきます科学技術庁の調査団とアメリカから来た三人の専門家の接点午後行

なれております。したがって、今後におきまして、これらのことももちろん資料の提供を要求するかと思ひます。ただ問題は、軍事機密という問題が一方にございますので、おのずからその程度にございまいしょうけれども、日本側は日本の態度をもつて、資料の要求すべきものは要求して調査を進めてまいりたい。ただ、アメリカ側は、これを軍事機密に關して提供するかどうか、この点はアメリカ側の協力に基づいておるものでございます。

次に、スヌーク号の問題につきましては、小宮山議員の御質問にお答えを申し上げましたが、確かに異常数値が出たことは記録に残っており、当時科学技術庁等において総合判断をした結果、リーダーによるものであろうということで決着がついておる次第でございます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 内海清君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔内海清君登壇〕

○内海清君 私は、民主社会党を代表いたしました。ただいま報告されました佐世保港の異常放射能発生事件に關しまして、総理並びに関係大臣の所信をたださんとするものであります。

まず、冒頭に、政府の怠慢と無責任によつて今回のこのような不祥事が起こったことに対し、強い遺憾の意を表したいと存じます。(拍手)ことに、今回の事件は、全く偶然起こった予測不可能の事件ではなく、昭和三十一年十一月に、米原子力潜水艦の寄港が始まって以来、国民が常に不安を感じ、懸念していた事柄であります。したがつて、われわれも、その安全性が十分確認されない以上は、米原子力潜水艦の寄港は認めざるべきでないと、政府に対し、再三再四にわたつて警告してきたのであります。しかるに政府は、こうしたわれわれの警告をも無視し、全くアメリカ側の主張を

うのみにし、みずから十分なる確認を怠り、このような不祥事件を引き起こしたことは、まことに遺憾にたえません。

ただいまこの事件に關し、科学技術庁長官より報告がありましたが、しかし、その原因がはたして米原潜によるものか、きわめてあいまいであるといわなければなりません。これでは、ますます国民の疑惑は深まるばかりと申さなければなりません。したがつてこの際、政府はこの事件の根本原因を何と判断しているのか、政府の統一見解を端的に明らかにしていただきたいと存じます。

われわれは、このような不祥事件を引き起こした根本原因は、二点にあると考えます。

すなわち、その第一点は、原潜入港に対する政府の基本姿勢そのものであります。つまり、アメリカからの一片の口上書を受け取つただけで、自主的な判断を怠り、アメリカの説明を全うのみにしている態度がそれであり、これが、われわれの常日ごろ指摘している自主性なき対米追従でなくして、一体何でありましようか。(拍手)これまで、原潜入港に対する国民の不安を無視し、われわれの再三にわたる警告に耳をかさず、まさに一方的にアメリカ側の言い分に追従し、その結果、このような事件を引き起こした政府の責任は、まことに重大であります。(拍手)政府はこの責任をどのように感じ取られているのか、また、これまでとつてきた政府の措置に手落ちはなかったのか。この点をまず伺いたいと存じます。(拍手)

その第二点は、安全性確認に対する十分な態度であります。安全性確認に対するこれまでの政府の態度を見るとき、政府として最低限なだければならない措置すらも怠つてきたというのが偽らざる実情であります。つまり、アメリカに対して国民を説得し得る安全性確認の資料を要求すること、さらに、専門家による安全性確認の体制を確立することなどについて政府のとつてきた態

度は、まことに無責任かつ怠慢であつたと申さなければなりません。こうした措置は、米国の原潜入港に対処して当然とらなければならぬ最低限の措置であります。しかも、原子力委員会の中にある放射能専門部会は、原潜入港以来、ただの一度も開かれていないという現状は、安全性確認に対する政府の怠慢を示すものでなくして一体何でありましようか。

また、三十九年八月、原子力委員会が初めて米原潜の寄港を認めるのに先立つて、科学者側から、いま考えている放射能監視体制ではだめだという原子力委員会への申し入れがあつたわけであり、政府はこうした科学者の忠告にも耳をかさなかつたのであります。しかも、実際の放射能測定にあつたのは海上保安庁にまかせるだけで、全く十分な監視体制のまま今日まで放置してきたのであります。まさに政府の責任は免れ得ないものがあると断ぜざるを得ません。しかも、今回佐世保において探知された放射能の異常値は、さきに横須賀においても探知されたということであり、これを放置して今日に至つた政府の怠慢は、断じて許すわけにはまいらぬと存じます。

放射能の監視体制を確立するという問題は、単に原潜の寄港問題のみならず、今後わが国としても積極的に取り組まねばならない原子力商船の建造など、原子力の平和利用を推進していく上で重要な課題であります。したがつて、政府として今後この放射能監視体制を具体的にどのように改善し、国民の不安を取り除いていくのか、お伺いたしたいと存じます。

また、われわれとしては、原潜寄港に際し、アメリカ側に対して何ら気がねすることなく、最低限の措置として関係資料の要求を行なうべきと考へるが、どうか。また同時に、国内におけるこの面の体制を整備するため、専門家による安全性確認の体制を確立すべきと考えますが、いかがでございますか。この点について政府の所信を伺いた

いと存じます。

次に、この事件の原因究明に関して、先ほども触れましたように、今回の報告はあまりにも不明な点が多く、しかも、肝心な点で逃けていることは、はなはだ遺憾にたえません。(拍手)これでは国民の疑惑は決して晴れるどころか、むしろ深まることは明らかであります。御承知のとおり、さきに原子力委員会がこの事件について見解をおくればせながら総理に申し入れましたが、それは次の三点であります。

すなわち、第一に、原因究明については、米側に資料提供を求めるなどの方法をすみやかにとること。第二に、放射能調査体制の整備強化をはかること。第三に、原因調査期間と放射能調査体制の整備強化が行なわれるまでの間、原子力軍艦の寄港を認めないこと。この三点であります。

われわれとしても、この原子力委員会の申し入れは、わが国としてはまずならねばならぬ最低限の措置であると存じます。したがって、政府としてもこの申し入れを十分尊重し、その実現につとめるべきであると考えます。しかるに、政府は、

一たんは佐藤総理が十四日「ジョンソン大使に、佐世保港の異常放射能の原因が明確になるまで、またその安全性が保障されない以上は、直ちに寄港してもらうわけにはいかないと申し入れた。」と発言したものの、すぐそのあとで官房長官が「米側が艦艇の安全性を保障する措置をとれば寄港を認めねばならない。」と発言し、さきの総理の発言を取り消してしまつたのであります。

これはアメリカに対する配慮からだと思われ、これはアメリカに対する配慮からだと思われ、わなげればなりません。何ゆえ、日本側が納得できないような状態のもとで寄港を認めなければならぬのか、そんなことが日米安保条約の一体どこから出てくるのか、お伺いしたいのであります。ついこの間の三月末、ジョンソン声明でわが国の対米追従路線が大きなショックを受けたことにもごりず、再びこのような自主性なき姿勢を

とり続けていることは、全く遺憾にたえません。この点で政府が再考し、原子力委員会の申し入れを尊重して対処すべきであると考えますが、いかがでございますか。

最後に伺いたいしたい点は、今後の抜本的な解決策についてであります。

さきに指摘したとおり、今回の不祥事が発生した根本原因は、わが国の自主性なき対米追従にあることは言うまでもありません。われわれは、こうした現状を打開し、わが国の自主性を回復するために、特に対米追従の根幹となつて現在の日米安保条約を、一九七〇年の改定期を機に改定することが必要であると考えます。特に、今回の事件に関連しては、安保条約の事前協議における拒否権の確立、並びに事前協議へのわが国の発議権の確立が不可欠であると確信いたします。こうした日米安保条約の改定にまでさかのぼらねば、今回のような不祥事を回避することは、結局不可能であるといわなければなりません。(拍手)政府はこの点をどう考えるのか、お伺いいたします。

また同時に、政府の姿勢そのものに問題があることも、国民周知のところであります。原潜の安全性に対する国民の不安には目もくれず、アメリカの言い分のみを信じてきた、ひとりよがりの姿勢がそれでありました。総理が最近よく口にされた「すいわゆる国民の核アレルギー解消論も、それを裏づける合理的な説得の材料を国民の前にまず提供することがそもそも前提であります。しかるに、そうした措置も何らとらず、ただアメリカ側の主張をオウム返しにして、国民は心配するな、核アレルギーを克服せよと言つてみても、何らの効果はないのであります。しかもこのような不祥事の発生を見たのであります。大多数の国民の不安のほうに正しかったのであります。したがって、政府は、こうした事件の発生にかながみて、これまでの態度を真剣に反省し、そのひとりよがりの姿勢を改めるべきであると考えますが、政府

の所信を伺いまして私の質問を終わります。

(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) 答えをいたします。

このたびの異常放射能につきましては、その原因を究明しなければならぬと思ひます。関係の各機関を動員いたしまして、ただいま究明中でございます。また、それにつきましては、日本の委員会がこれを究明するのでございますが、アメリカ側の協力も必要といたしますから、アメリカ側から資料等の提供につきましても協力を求めておるような次第であります。

また、先ほどお読みになりました原子力委員会の意見の申し出がござります。これは先ほど私が申しましたように、この意見を尊重すると、かやうに申しましたので、この尊重の一言で、今後の入港等につきましても慎重なる態度をとるものだ、善処するものだ、かやうに御了承をいただきます。

また、その次に、安保の事前協議の問題について言及されました。その前に、官房長官と私との間に食い違いがあるというのを御指摘になりましたが、ただいまこの席ではつきり申し上げることに、原子力委員会の意見を尊重するということ、政府のはつきりした意見でございますから、御了承いただきます。

そして、ただいまの事前協議の問題あるいは発議権の問題等、いろいろ安保体制を続けていくについてのお尋ねがございました。私は、安全保障体制を守ること、これがわが国の安全につながるゆえんだと、かやうに思つておりますが、ただいまその形態はいかにすべきか、まだ検討中でございますので、それらの態度、いかにするかという、そのことにつきまして、ただいま御指摘になりましたような点をも含めて十分検討してまいる考えでございます。

その次に、核アレルギーの問題でございます

が、私ども政治家は、何と申しましても国民感情を無視しては政治はできません。したがって、ただいまのような点につきましても、ひとりよがりというようにならぬように、国民感情を十分尊重する考えでございます。(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇〕

○国務大臣(三木武夫君) 内海君にお答えいたします。

放射能に対して人体を守るということは、これはもう政府の責任であります。したがって、原子力委員会の政府に対する申し出は、これはやはりおむね妥当な申し出である。政府はこの申し出に従つて善処すべきものと判断いたしておる次第でございます。

また、外交について、内海君いろいろと御批判がございました。自主性がなくてアメリカ追従外交であるという、石川君と同じような御批判がございましたが、外交の自主性というものは一体何だ、これは、国の利益というものを冷静に、忠実に守つておる外交をやつておるかいなということとがやはり自主外交の基準でありまして、そういう意味においては、われわれの外交が日本の国の利益を守ることに忠実であり、またアメリカの利益に追従する必要などは毛頭ございませんし、またそういう考え方も全然持っていないということ、を明らかにいたしておきます。(拍手)

〔国務大臣鍋島直昭君登壇〕

○国務大臣(鍋島直昭君) 総理及び外務大臣からお答えになりましたので、観測体制につきましてお答えをいたします。

従来、科学技術庁におきましての観測体制は、常時、モニタリングポストによりまして、あるいはモニタリングポストによりまして、空中、海中の放射能のこれは一年じゅうやっておつたのであります。その別に、定期的に年四回あるいは海水、海底のどろ、魚介類、プランクトンというものの調査もいたしておりました。また、入港時、出港時におきましては、モニタリングポストを回

昭和四十二年五月十六日 衆議院會議録第三十四号 原子力潜水艦佐世保港入港に伴う放射能調査についての発言に対する近江巳記夫君の質疑

してその周辺を十分調査いたしておったのであります。その結果、今回の異常値が出たわけでございますが、今度、反省をいたしますと、そういう異常値が出たときに、やはり的確に判断し得る技術屋の養成、責任をもってこれを発表し得る責任体制の確立、あるいは海上保安庁、そのほか佐世保市長との連絡体制、あるいはその計器におきましても、やはり最新の計器をさらに多く備えるというふうなことがいろいろ反省させられたわけでございます。それらの点を今回十分確立して、国民の方に安心していただくように、ひとつ措置をいたしたいと考える次第でございます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 近江巳記夫君。

〔近江巳記夫君登壇〕

○近江巳記夫君 私は、公明党を代表いたしました。このたびの、アメリカ原子力潜水艦ソードフィッシュ号が寄港中の佐世保港で起こりました異常放射能事件に關しまして、總理並びに關係大臣に質問を行います。

去る二日よりアメリカ原子力潜水艦ソードフィッシュ号が入港していた長崎県佐世保港におきまして、放射能測定に異常な数値が検出された今回の事態は、きわめて重大であります。わが國に對するアメリカ原子力潜水艦の寄港は、昭和三十九年十一月十二日の佐世保へのシードラゴン号以来、今回で実に二十四回を数えております。この間わが國は、アメリカ原子力艦寄港反對の理由の一つとして、その安全性が保障されないことを指摘してまいりました。しかるに、政府は、單にアメリカ政府から寄せられた口上書や覚え書きを全く無批判に受け入れ、わが國の主張には耳をかきともしなかつたばかりか、あたかもアメリカ政府の代弁者のごとく、アメリカ側が安全であると言ふから安全なのだといふ強弁を繰り返してきたのであります。これは、意味もわからないオウムが覚えたとばかりを口にして同じもので、全く

責任あるものとするべき態度ではないのであります。今回の事件は、政府が、アメリカの一方的な言い分をうのみにして、原潜入港は安全であると言つていたことが全く根拠のないものであり、国民の危惧が現実となったことを示す以外の何ものでもないものであります。

今回、佐世保で記録された異常放射能問題につきましまして、その原因究明に全力を尽くすことは当然として、その結果、原因がアメリカ原子力艦ソードフィッシュ号にあると判明したならば、明らかに口上書に違反するわけでありまして、したがって、政府はアメリカに對し、アメリカ原子力潜水艦の日本寄港を断固拒否するのが当然であります。この点、總理の明確なる考えを伺いたないのであります。

さらに、この事件の原因が解明されるまで原潜寄港を一時中止するよう、政府はアメリカに申し入れるのが当然の措置でありまして、先ほど總理は、その原因がはつきりするまでは、入港については善処すると答弁されたが、善処とは、寄港の中止を申し入れることか、承りたい。すみやかにアメリカに原潜寄港の中止を申し入れるべきだと思ふのであります。その点を明確に伺いたないのであります。(拍手)

たとえば、コレラなどの伝染病の疑いのある患者が発生した場合、病名が明らかになるまでは隔離し、外出を禁止するのが当然の処置とされております。ましてや、この問題は、全世界の人々のおそれている死の放射能の疑いに對してでありまして、佐藤總理は、過日の衆議院決算委員会におきまして、「断わつてと思ふは断られる。しかしこの程度のものならば断わらずに、入港させてみるのも研究のいい材料になると思ふ。」と放言したのであります。これはまさに、總理の科学的知識の無知と政治的無責任をみずから示すものであり、国民の深刻なる不安を無視するもはなはだしいものとして、強く反省を求めざるを得ないものであります。(拍手) それでは、總理は、国民に犠牲者が出な

れば、事の本质を究明することなく、するすると寄港を許すというのでしうか。放射能汚染のおそろしさにつきましては、かつての第五福竜丸事件で実証済みであり、専門家の研究でも明らかとなつてゐるのであります。總理の発言は、放射能の研究、検討という名目で佐世保市民を実験に使おうとするものであるといわれてもしかたがないのであります。總理の真意を伺いたないのであります。

かつて、日本學術會議は「原潜入港は一時的な原子炉設置と同じように考えるべきものであつて、特に周辺住民に對する潜在的危険性から、公的に安全性の検討と確認を行ないたい」と勧告し、専門家によるきびしい安全審査を要求したのであります。しかし、政府は、今日に至るまでこの勧告を無視し、手放しの状態で、実に二十四回にもわたる寄港を認め続け、今年一月十九日には、エンタープライズの寄港さえも認めたのであります。なぜこの勧告を受け入れなかったのか、その理由を承りたいのであります。

また、一九五七年八月五日に、アメリカ原子力安全諮問委員会委員長は、アメリカ原子力委員会委員長に書簡を送り、その中で「原子力艦艇が公衆への危険を起す可能性は全くないとはいへない点を指摘しておきたい。放射能放出のおそれは低い水準であつても絶えず存在する。」と述べております。有名な水爆の父といわれておりますE・テラー博士も、「これだけ配慮を払つても、これら艦艇を人口の集中した港で運航させるのは、それが絶対に必要でない限り間違ひだと確信する。」とアメリカ原子力委員会に伝えております。これらの權威ある見解に對し、政府は一体どう考えているのでありますうか。

また、原潜はすべて戦國第一主義につくられ、安全性は第二義的になつてゐることは、周知の事実であります。この点につきましても、政府は口上書や覚え書きを無批判に信頼しておりますが、このたびの事件で、その信頼がいかに当てになら

ないかが明らかになつたのであります。この点を今後どう考えていくのか、お伺いしたいのであります。

さらに、從來、原潜の原子炉については、厳重な科学的査察の必要があるにもかかわらず、軍事上の機密という理由のもとに資料は全く提供されず、自主的な査察は不可能であつたのであります。が、この際、政府はアメリカに立ち入り査察の要求をする意思があるかないか、明確に答へ願ひたい。

次に、科学技術庁の専門家會議の意見は「今回の異常値を放射能以外の原因によるものと見ることは困難である。」としており、この意味をソードフィッシュ号の放射能汚染によるものと見るのは最も常識的であります。しかるに、一方、アメリカ國務省とわが外務省は、原潜によるものではないというふうな見解をもつて、科学技術庁の見解に對立してゐるのであります。よつて、外務大臣にお尋ねいたします。外務省は、何を根拠にアメリカ國務省と同じ見解を支持してゐるのでありますうか。

今回明らかになつたところによると、これまで数回にわたり異常放射能問題がうやむやに済まされてしまつたといふことであります。今後、こういう事態に對してはどうか対処していくのか、明確な姿勢をお伺いいたします。

從來、政府は、原潜の安全性については、アメリカ側のことを信用する以外にないとし、安保条約上拒否できないとの立場から、寄港を認めてきたわけでありまして、そして、原子力潜水艦の入港のつど放射能を測定して、安全性を確かめるといふ措置をとると言つてきたのであります。しかし、このたびの事件によりまして、政府の放射能測定がきわめてずさんであり、かつ、おぼろぎなものにすぎなかつたといふことが判明いたしました。さらには、異常な放射能が測定されたにもかかわらず、その実体を緊急に究明しようとしなかつたといふのが真相のようでありまして、このこ

とはきわめて重大な問題であります。あまつさへ、科学技術庁においては、異常放射能測定の結果を受けながらも、その真相を隠そうとし、発表をおくらせたのであります。なぜそのような不可解な政治行動をとられたのか、いかなる意図のもとにそのような行動をおとったのかを明らかにされたい。このことは単なる政府の怠慢というよりも、責任に対する重大なるサボタージュとして、厳格に責められるべきものであると思ふのであります。また、測定に際しても海上保安庁にまかせたままになっていることが明らかになり、放射能の監視体制が全くなっているという醜態を示したのであります。これらの点につきまして、科学技術庁長官の詳細な御説明と責任体制を承りたい。

今回の事件は、海水採取、必要な潮流調査などの基本的な作業さえろくに行なわれておらず、原子力委員会が指摘した停泊水域及び原子力潜水艦の停泊中においてその近傍における放射能のモニタリングを行なうことが全く実行されていないことをはしなくも実証したのであります。政府が国会での質疑においてその安全性をいかに強弁しようとも、監視方法がいかにルーズであつたかの責任は免れないのであります。この点をどうするか、具体的に伺いたないのであります。

次に、今回の事件に関し、政府は放射能汚染に対する監視体制の強化を表明しております。しかしこれは当然のことであつて、これによって問題の核心をすりかえてはならないのであります。要は、安全性がいかに明かに国民の前に立証されるか、また立証不能の場合は、寄港拒否の態度を示すべきであります。この總理の所信を伺いたしたいと思います。

最後に、今回の事件は、単なる政府の行政上のミスあるいは怠慢といったものではなく、実に、国民生活を政治の根本に置き、生活を守り、死の不安を取り除くという政治の基本に対しての欠陥、すなわち国民不在の政治を暴露したものであります。

す。いまこそ歴代内閣の宿願である対米追従姿勢を改め、真に国民的基盤に基づいた政治姿勢を確立すべきことが肝要であることを主張いたします。私の質疑を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) 近江君にお答えいたします。

このたびのソードフィッシュ号の入港中に異常放射能が検出された。これは御指摘のとおりきわめて重大な事柄でございます。過去二十四回入港した、そういう場合におきましてはかような事態がなかった。今回二十五回目において、そういうことが佐世保においてあつたのでございます。たゞいま御指摘のとおりであります。これは、私は、そういうことがたまに起きたと申しましたが、重大であるのには違ひない。だから私はこれが重大だ、かように申しておるのであります。しかしこの点について、これは原因がどうも明確でない。私はシャープ提督と会いました。米海軍はさような責任がとれない、さようなことは絶対にない、かように申しましたが、たださういふ断言だけでは私は信頼するわけにいかぬ、もっと科学的にこれは調査して、しかる上でその原因を明確にする問題だ、でなければ国民が納得しない、かように申しまして、アメリカ側も資料の提出その他において善処されることを望んだのでございます。しかし今回、その許容量から見ますと、これはたいへん小さなものでございます。この点は近江君も、御指摘ではございませんでしたが、そのことはよくおわかりだろうと思ひます。しかし、私はそれによつてこの放射能を軽視するとかあるいは無視するとか、こりういふのはございせん。これが許容量から比べてたいへん小さなものであります。原因を明確にしないと、国民の感情、これを尊重したということにはならない、かように思ひます。したがって、これは十分検討するつもりであります。

また、このことは米側の口上書等に違反するものではないか、それを理由にしてはつきり断わつたらどうか、こりういふお話でございますが、たゞいま、御承知のように日米安全保障条約のもとでございせん。わが国の施設を米軍も使う、またこれを提供する義務がございせん。したがって、安全をそこなわない限り、やはり協力をするという、これは安全保障条約の当然のことでございます。義務は果たさなければならぬ、かように思つております。しかしこの問題につきまして、原子力委員会がその意見を政府に提出しております。これを尊重するということは、先ほどたびたび明言をいたしましたから、その点では国民の皆さまは誤解はないと思ひます。

また、それにつきまして、私は、この入港は、ただいまのような状態のもとにおいては、入港を許すことについて善処します、かように申したのであります。近江君は、一体善処とは何だ、もっと明確にしろ、かように言われますが、大體政治家におきましては、この場合に善処、これは何を意味するか、よくわかつていたただける、かように思ひます。どうかその意味におきまして御了承をいただきたいと思ひます。(拍手)とにかく国民の感情を無視して政治が行なえないことは、先ほど答えたとおりでありますから、私も、幾ら總理だ、またいかに暴言を吐くと申しましたが、国民の感情を無視する、かようなことはいたしません。この点では十分御信頼をいただきたいと思ひます。

その他の点につきましては、それぞれの大臣からお答えいたします。(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇〕

○国務大臣(三木武夫君) 近江君にお答えをいたしますが、外務省がアメリカと同じような見解を発表した、すなわち、今回の放射能の増加が原子力潜水艦によるものではないかという見解を発表したのはおかしいではないかという御質問でございます。

外務省は調査の手足を持っておりませんし、さういふことを外務省が言う必要はないのであります。外務省は事前にさういふことを発表した事実はありません。さういふことを言わなければならぬ必要は外務省はありません。したがって、さういふ事実はないのであります。われわれが守ろうとしておるのは日本人の身体であります。アメリカに對してこのことで何の遠慮もいたすものではないのであります。どうか御安心をお願いしたいと思います。(拍手)また、今回の事件を契機にして、安全性の確保について徹底して原因の究明をやり、体制を整備する必要は、国民の不安を解消する意味においても、当然のことであると考へております。(拍手)

〔国務大臣鍋島直昭君登壇〕

○国務大臣(鍋島直昭君) 科学技術庁といたしまして、第一点の安全性の確保につきましては、ただいま原因究明中でございます。したがって、現時点で、もしその結論によりましたら、現在の声明あるいは口上書そのほか質問等のほかに、補足してでもその安全性をアメリカ側に確保させて、その結着をつけてまいりたいと考へております。

第二点の観測体制につきましては、先ほど申し上げましたように、常時からモニタリングポストあるいはポートあるいは海底、あるいは海中、プランクトン、魚介類等の調査をいたしております。それらのことをさらに強化する点につきましては、先ほど申し上げましたように、あらゆる面にこれを強化して、今日の技術水準の最高を行く観測を行ないたいと思ひます。

第三点の発表経過につきましては、小宮山議員の御質問にお答えいたしましたように、これは経過から考えれば、私も反省をいたしております。率直に言つて、当初異常値が出ました。そのときに、いろいろその数値に技術的に疑問があるというふうなことから、技術者の立場として直ちに発表していかどうかにちゅうちよして、再調査をすぐやつて発表したのが、時間がおくれた原因でございます。

昭和四十三年五月十六日 衆議院會議録第三十四号

田中務大臣の去る四月二十五日の本會議における答弁に關して訂正の發言 日本國とニュー・ジラランドとの間の漁業に關する協定の締結について承認を求めるの件外一件

一一四

ざいます。いま考えれば、そのときに異常値は異常値として發表し、疑問を持つなら持つとして公表しておつたほうがよかつたかとも考えます。今後十分反省をいたしまして、これらの点は改めてまいりたいと思ひます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) これにて質疑は終了いたしました。

田中務大臣の去る四月二十五日の本會議に於ける答弁に關して訂正の發言

○副議長(小平久雄君) この際、田中務大臣から、去る四月二十五日の本會議に於ける答弁に關し、發言を求められております。これを許します。國務大臣田中龍夫君。

「國務大臣田中龍夫君登壇」
○國務大臣(田中龍夫君) 去る四月二十五日の本會議におきまして山口鶴男君の質疑に対する私の答弁中、「社会保険制度審議會におきましても定年制ということにつきましては賛成であるという事になっております。」と申しましたのは、「社会保険制度審議會の答申では、定年制には触れないということになっております。」との誤りでありまして、ここにこれを訂正させていただきます。

日程第一 日本國とニュー・ジラランドとの間の漁業に關する協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 メキシコ合衆國の領海に接統する水域における日本國の船舶による漁業に關する日本國とメキシコ合衆國との間の協定の締結について承認を求めるの件

○副議長(小平久雄君) 日程第一、日本國とニュー・ジラランドとの間の漁業に關する協定の締結について承認を求めるの件、日程第二、メキシコ合衆國の領海に接統する水域における日本國

の船舶による漁業に關する日本國とメキシコ合衆國との間の協定の締結について承認を求めるの件、右兩件を一括して議題といたします。

右
日本國とニュー・ジラランドとの間の漁業に關する協定の締結について承認を求めるの件
國会に提出する。

昭和四十三年三月二十三日
内閣總理大臣 佐藤 榮作

日本國とニュー・ジラランドとの間の漁業に關する協定の締結について承認を求めるの件

日本國とニュー・ジラランドとの間の漁業に關する協定の締結について、日本國憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、國会の承認を求める。

理由

政府は、ニュー・ジラランドに隣接する水域における日本國の漁船の操業を確保するため、昭和四十二年七月十二日にウエリントンで、日本國とニュー・ジラランドとの間の漁業に關する協定に署名した。よつて、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

日本國とニュー・ジラランドとの間の漁業に關する協定

日本國政府及びニュー・ジラランド政府は、ニュー・ジラランドに隣接する水域における日本國の船舶による漁業に關する協定を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、「区域」とは、ニュー・ジラランドの領海に接統する水域で、ニュー・ジラランドの領海が測定される基線から十二海里までのものをいう。

第二条

日本國の船舶及びその船上にある者は、日本國政府により正当に許可を受けた日本國の船舶が、母船の隻数及びそのトン数に關して兩國政府間で合意する規模で、区域内の次に掲げる水域のうちニュー・ジラランドの領海が測定される基線から六海里と十二海里との間の部分において、千九百七十年十二月三十一日までの間、底はえなわ漁業に従事することがある場合を除くほか、区域内で漁業に従事しない。

(a) ニュー・ジラランド北島及びこれに近接して

いる諸島の地先沖合
(b) 南緯四十一度三十分以北及び東經百七十二度三十分以東のニュー・ジラランド南島北部及びこれに近接して

第三条

日本國の船舶によるこの協定の規定の違反については、日本國の当局又はニュー・ジラランドの当局のいずれか一方により措置が執られる。兩國政府は、それぞれの管轄権の行使に關して従うべき取極を行なうことができる。

第四条

ニュー・ジラランドの当局は、区域内において、日本國の船舶の許可証を検査し、及びこの協定の規定が遵守されていることを確かめるため、その船舶に臨むことができる。

第五条

兩國政府は、いずれか一方の政府の要請があつたときは、この協定の實施について協議を行なうものとする。

第六条

この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかに東京で交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日

の後三十日目の日に効力を生ずる。
以上の証拠として、下名は、それぞれの政府から正当に委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十七年七月十二日にウエリントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本國政府のために
竹内春海

ニュー・ジラランド政府のために
キース・ホリオーク

メキシコ合衆國の領海に接統する水域における日本國の船舶による漁業に關する日本國とメキシコ合衆國との間の協定の締結について承認を求めるの件

右
國会に提出する。

昭和四十三年三月二十三日
内閣總理大臣 佐藤 榮作

メキシコ合衆國の領海に接統する水域における日本國の船舶による漁業に關する日本國とメキシコ合衆國との間の協定の締結について承認を求めるの件

メキシコ合衆國の領海に接統する水域における日本國の船舶による漁業に關する日本國とメキシコ合衆國との間の協定の締結について、日本國憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、國会の承認を求める。

理 由

政府は、メキシコに隣接する水域における日本の漁船の操業を確保するため、昭和四十三年三月七日にメキシコ・シテイで、メキシコ合衆国の領海に接続する水域における日本国の船舶による漁業に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に署名した。よつて、この協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

メキシコ合衆国の領海に接続する水域における日本国の船舶による漁業に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定

日本国政府及びメキシコ合衆国政府は、

メキシコ合衆国の領海に接続する水域における日本国の船舶による漁業に関する協定を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

日本国の船舶は、太平洋の次に掲げる区域（以下「操業区域」という。）を除くほか、メキシコ合衆国の領海に接続する水域で、その領海の幅が測定される基線から十二海里までのもの内で漁業に従事しない。操業区域内においては、日本国政府から正当に許可を受けた日本国の船舶が、漁業に従事する。

(1) メキシコ合衆国の諸島（トレス・マリアス諸島、北緯三十度以北のカリフォルニア半島の西岸の地先沖合の諸島及び西経百九度五分以西のカリフォルニア湾内の諸島を除く。）の周辺の水域のうち、領海の幅が測定される基線から九海里と十二海里との間の区域

(2) メキシコ合衆国の本土の地先沖合で、領海の幅が測定される基線から九海里と十二海里との間の水域のうち、次に掲げる区域

(a) 北緯十四度三十二分四十二秒西経九十二度二十七分の点と北緯十四度三十分三十六秒西

経九十二度二十九分十八秒の点を結ぶ直線から西経九十四度四十分の子午線までの間

(b) 西経九十五度四十分の子午線から西経九十九度二十五分の子午線までの間

(c) 西経百二度の子午線から西経百六度十分の子午線までの間

(d) 西経百六度五十五分の子午線から西経百九度五分の子午線までの間

(e) カリフォルニア半島の西岸の地先沖合で、北緯二十三度十分の緯度線から北緯三十度の緯度線までの間

第二条

日本国の船舶は、操業区域内において、現在まで使用してきた従来の漁法を使用する。

第三条

日本国の船舶は、操業区域内において、めばち（まぐろ科のトゥンヌス・オベス）、きばだ（まぐろ科のトゥンヌス・アルバカレス）、ばしよりかじき（かじき科のイステイオフォルス・オリエンタリス）、まかじき（かじき科のテトラプトルス・アウダックス）及びめかじき（めかじき科のクシフィアス・グラディウス）並びにこれらの漁獲の際に附随的に採捕されることがあるその他の魚種を漁獲する。

第四条

操業区域内における日本国の船舶による千九百七十二年十二月三十一日までの五年の期間中の総漁獲量は、附随的に採捕されることがある魚種を除き、一万五千五百メートル・トンを超えないものとする。この総漁獲量については、これが前記の五年の期間にわたつて均等に配分されるようである限り配慮されるものとする。

第五条

日本国の当局は、
(1) 毎年一月三十一日までに、当該年度中に操業区域内において漁業に従事することが予定されている日本国の船舶の特徴及び概数並びに
(2) 毎年六月一日までに、操業区域内における日

本国の船舶による前年度中の漁業活動の結果（漁獲量及び漁獲が行なわれた大体の区域を含む。）をメキシコ合衆国の当局に通報する。

第六条

両国政府の代表者は、この協定の実施について検討するため、毎年会合を行なう。両国政府は、いずれか一方の政府が当事国である国際取極を履行し、又はいずれか一方の政府が加盟国である国際機関の決議若しくは勧告を尊重するために必要であるとき、及び海洋生物資源の保存のために適当であるときは、前記の会合において、この協定の実施を補足するため、操業区域内において日本国の船舶に適用される規制措置を定めることができる。

第七条

この協定のいずれかの規定に違反して操業する日本国の船舶は、この協定から生ずる利益を受けることができない。

第八条

両国政府は、この協定の第三条に規定する魚種の合理的な利用を確保するため、必要に応じ、これらの魚種に関する協同の科学的調査の企画及び実施について協議する。

第九条

この協定のいかなる規定も、国家の領海の幅又は漁業管轄権に関する両国政府のそれぞれの立場を害するものとなしてはならない。

第十条

この協定は、日本国がその国内法上の手続に従つてこの協定を承認した旨の書面による通告をメキシコ合衆国政府が日本国政府から受領した日に効力を生じ、千九百七十二年十二月三十一日まで効力を有する。

第十一条

第十条の規定にかかわらず、いずれの一方の政府も、この協定の効力発生の日から一年の期間を経過した後はいつでも、他方の政府に対してこの

協定を廃棄する意思を通告することができる。廃棄は、他方の政府がその通告を受領した日の後六箇月で効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、それぞれの政府から正当に委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十八年三月七日にメキシコ・シテイで、ひとしく正文である日本語及びスペイン語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
石黒四郎

メキシコ合衆国政府のために
ガビーノ・フラガ

○副議長（小平久雄君） 委員長の報告を求めます。外務委員長秋田大助君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔秋田大助君登壇〕

○秋田大助君 ただいま議題となりました二案件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

わが国は、ニュー・ジラランドが一九六六年一月から、メキシコが一九六七年二月から、それぞれ国内法により、沿岸から十二海里までの漁業水域を設定したことに対して、沿岸国の一方的な措置による漁業水域の設定は国際法上認められないとの立場から異議を唱え、この問題につき、ニュー・ジラランド及びメキシコとの間に交渉を行ないました結果、合意が成立したので、ニュー・ジラランドとの間には昨年七月十二日ウエリントンで、また、メキシコとの間には本年三月七日メキシコ

昭和四十三年五月十六日 衆議院會議録第三十四号

日本国とニュー・ジラランドとの間の漁業に関する協定の締結について承認を求める件外一件 農林省設置法の
一部を改正する法律案

一一六

コ・シティにおいて、それぞれ署名したのであります。

ニュー・ジラランドとの協定の内容は、同国の領海が測定される基線から十二海里以内においては、日本船舶は漁業に従事しないが、一九七〇年末まではニュー・ジラランド北島の沖合い及び南島の北部の沖合いの沿岸六海里から十二海里の部分において、両国政府間で合意される規模で、底はえなわ漁業に従事することを認め、ニュー・ジラランド当局は、協定の規定順守のために日本船舶を臨検することができるが、協定違反の処理については、両国政府間の取りきめに従って、両国の当局のいずれか一方が行なうことができる等について規定しております。

次に、メキシコとの協定の内容は、メキシコの領海が測定される基線から十二海里以内においては、日本船舶は漁業に従事しないが、日本政府により正当に許可を受けた日本船舶が、メキシコの太平洋側の領海が測定される基線から九海里と十二海里との間にある一定水域において、一九七二年末までの五年間の期間に、はえなわ漁法により、主としてメバチ、キハダ等を一万五千五百トン漁獲すること等を規定しております。

この二案件は、三月二十三日日本委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、詳細は会議録により御了承を願います。

かくて、五月十五日、質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、本二案件は全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。よって、両件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第三 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(小平久雄君) 日程第三、農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

農林省設置法の一部を改正する法律案

右

昭和三十九年二月二十四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

農林省設置法の一部を改正する法律 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「地方農政局」を「地方農林局」に、「統計調査事務所」を「北海道統計調査事務所」に改める。

第十七条中「農林研修所」を「農林研修所 農業者大学校」に改める。

第二十三条第二項の表中「神戸肥飼料検査所」に「大阪肥飼料検査所 大阪市」に改める。

第二十五条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、農林大臣は、輸出品検査所に、日本農林規格による格付の表示を附された農林物資の検査及び登録格付機関の行なり日本農林規格による格付に関する技術上

の指導を行なわせることができる。

第三十三条の二の次に次の一条を加える。

(農業者大学校)

第三十三条の三 農業者大学校は、青年である農業者に対し、近代的な農業経営を担当するのに必要な学理及び技術を教授する機関とする。

2 農業者大学校は、東京都に置く。

3 農業者大学校の内部組織については、農林省令で定める。

第三十五条中「地方農政局」を「地方農林局 統計調査事務所」を「北海道統計調査事務所」に改める。

「第一款 地方農政局」を「第一款 地方農林局」に改める。

第三十六条中「地方農政局」を「地方農林局」に、「本省及び林野庁」に改め、同条第一号中「農畜産業経営」を「農林畜産業経営」に改め、同条第二号中「農畜産物及び農畜産業専用物品」を「農林畜産物、飲食料品(主要食糧を主たる原料とするものを除く。次号において同じ。及び油脂並びに農林畜産専用物品」に改め、同条第三号中「農畜産業に関する団体及び」を「農林畜産業に関する団体、飲食料品及び油脂に関する団体並びに」に改め、同条第五号中「農業構造改善事業」の下に及び「林業構造改善事業」を加え、同条第六号中「農畜産業」を「農林畜産業」に改め、同条第七号を第十八号とし、第十号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第九号中「農畜産業」を「農林畜産業」に改め、同条第十号とし、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号中「農業労働」を「農林業労働」に改め、同条を同条第八号とし、同条の次に次の一号を加える。

七 農林省の所掌事務に係る統計の作成及びこれに必要な調査に関すること。

第三十六条に次の七号を加える。

十九 民有林野の立地計画及び経営計画に関すること。

二十 民有林野の造林、営林及び治水に関すること。(国営に係る森林治水事業の実施に関するものを除く。)

二十一 民有林野に係る保安林に関すること。

二十二 民有林野に係る林道に関すること。

二十三 民有林野に係る森林病虫害等の駆除予防に関すること。

二十四 林野の保全に係る地すべり及びばた山の崩壊の防止に関する事業の監督及び助成に関すること。

二十五 野生鳥獣の保護繁殖及び狩猟の取締りに関すること。

第三十七条第一項中「地方農政局」を「地方農林局」に改め、同項の表中「東北農政局」を「東北農林局」に、「関東農政局」を「関東農林局」に、「北陸農政局」を「北陸農林局」に、「東海農政局」を「東海農林局」に、「近畿農政局」を「近畿農林局」に、「中国農政局」を「中国農林局」に、「九州農政局」を「九州農林局」に改め、同条第二項中「地方農政局」を「地方農林局」に改める。

第三十八条を次のように改める。

(統計調査事務所及び出張所) 第三十八条 第三十六条第七号に掲げる事務を分掌させるため、所要の地に地方農林局の統計調査事務所を置く。

2 農林大臣は、前項の事務の一部を分掌させるため、所要の地に地方農林局又は統計調査事務所の出張所を設けることができる。

3 統計調査事務所及び地方農林局又は統計調査事務所の出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

第三十九条中「局務」の下に「(第三十六条第七号に掲げる事務を除く。)」を加え、「地方農政局」を「地方農林局」に改める。

「第二款 統計調査事務所」を「第二款 北海道統計調査事務所」に改める。

第四十二条第三項中「統計調査事務所及び」を「北海道統計調査事務所の名称、位置及び内部組

織並びに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「統計調査事務所」を「北海道統計調査事務所」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「統計調査事務所」を「北海道統計調査事務所」に、「耕地面積及び農林畜水産物の収穫高の調査並びに農山漁村における統計的経済調査」を「農林省の所掌事務に係る統計の作成及びこれに必要な調査に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 北海道統計調査事務所は、北海道の区域を区分して農林省令で定める区域ごとに置かれるものとし、その管轄区域は、当該農林省令で定める区域とする。

第六十一条中第九号を第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十 林業構造改善事業に關し指導及び助成を行なうこと。

第六十一条中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 林業経営の改善を図ること。

第六十二条第九号中「森林害虫」を「森林病害虫等」に改める。

第六十三条第四号中「第六十一条第三号」を「第六十一条第四号」に改める。

第六十七条第二号中「営林の指導並びに森林治水事業」を「営林についての技術相談並びに森林治水事業の実施」に改める。

第六十九条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、政令で定める営林局に、同項の経営部及び事業部に代えて、経営事業部を置く。

第七十条第一項第二号中「営林を指導すること」を「営林についての技術相談に關すること」に改める。

第八十二条第二項の表中「広島市」を「広島県」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。ただし、第十七条及び第二十五条の改正規定並びに第三十三条の二の次に一條を加える改正規定は同年四月一日から、第二十三条の改正規定は同年十一月一日から、第八十二条の改正規定は同年十二月一日から施行する。

2 地方行政連絡会議法（昭和四十年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号を次のように改める。

四 地方農林局

理 由

農林省の本省の附屬機關として農業者大專校を新設するとともに、地域農林行政の総合的な推進を図るため地方農政局を地方農林局に改組し、あわせて統計調査事務所及び営林局の機構を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長（小平久雄君） 委員長の報告を求めます。内閣委員長三池信君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔三池信君登壇〕

○三池信君 ただいま議題となりました農林省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、本省の附屬機關として農業者大專校を設置すること、地方農政局を地方農林局に改組し、新たに民有林野に關する事務を所掌させることとするともに、統計調査事務所の組織を吸収統合すること等であります。

本案は、二月二十四日本委員会に付託、五月九日提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、五月十五日、質疑を終了いたしましたところ、浦野委員より、施行期日のうち「四月一日」を「公布の日」に改めることとする修正案が提出され、趣旨説明の後、討論もなく、採決の結果、多数をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

〔参照〕

農林省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案（委員会修正）

農林省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項ただし書中「同年四月一日」を「公布の日」に改める。

○副議長（小平久雄君） 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（小平久雄君） 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第四 砂利採取法案（内閣提出）

日程第五 電気用品取締法の一部を改正する法律案（内閣提出） 参議院送付

○副議長（小平久雄君） 日程第四、砂利採取法案、日程第五、電気用品取締法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

砂利採取法案

右 国会に提出する。

昭和四十三年四月三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

砂利採取法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 砂利採取業者の登録（第三条―第十五条）

第三章 採取計画の認可等（第十六条―第二十八条）

第四章 雑則（第二十九条―第四十四条）
第五章 罰則（第四十五条―第四十八条）

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、砂利採取業について、その事業を行なう者の登録、砂利の採取計画の認可その他の規制を行なうこと等により、砂利の採取に伴う災害を防止し、あわせて砂利採取業の健全な発達に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「砂利採取業」とは、砂利（砂及び玉石を含む。以下同じ。）の採取（洗浄を含む。以下同じ。）を行なう事業をいう。

第二章 砂利採取業者の登録

（登録）

第三条 砂利採取業を行なおうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を行なおうとするときは通商産業大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を行なおうとするときは当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

（登録の申請）

第四条 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて

は、その代表者の氏名

二 事務所の名称及び所在地並びにその事務所に置く砂利採取業務主任者(以下「業務主任者」という。)の氏名

三 法人にあつては、その業務を行なう役員の氏名

2 前項の申請書には、前条の登録を受けようとする者が第六条第一項第一号から第四号までに該当しない者であることを誓約する書面その他の通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

(登録及びその通知)

第五条 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三條の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を砂利採取業者登録簿に登録しなければならない。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第六条 通商産業大臣又は都道府県知事は、第四條第一項の申請書提出した者が次の各号の一に該当するときは、又は当該申請書若しくはその添附書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十二条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 第三条の登録を受けた者(以下「砂利採取業者」という。)であつて法人であるものが第十二条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日

以内にその砂利採取業者の業務を行なう役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

四 法人であつて、その業務を行なう役員のうち前三号の一に該当する者があるもの

五 その事務所に、次に掲げる者であつて第一号から第三号までに該当しないものを業務主任者として置いていない者

イ 砂利採取業務主任者試験(以下「業務主任者試験」という。)に合格した者

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると都道府県知事が認定した者

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録行政庁の変更の場合における経過措置等)

第七条 第三条の通商産業大臣の登録を受けた者がその登録を受けた後一の都道府県の区域内のみ事務所有することとなつて引き続き砂利採取業を行なうとするときは、その日から三十日間、当該登録は、なおその効力を有するものとする。その者がその期間内に同条の都道府県知事の登録を申請した場合において、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項に規定する者は、同項前段に規定する場合に該当して第三条の都道府県知事の登録を受けたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 第三条の都道府県知事の登録を受けた者は、その登録を受けた後次の各号の一に該当して引き続き砂利採取業を行なうとする場合次条第一項の規定により他の砂利採取業者の地位を承継したことにより次の各号の一に該当して引き続き砂利採取業を行なうとする場合を除く。において第三条の通商産業大臣の登録又は都道府県知事の登録を受けたときは、遅滞なく、そ

の旨を従前の登録をした都道府県知事に届け出なければならない。

一 二以上の都道府県の区域内に事務所を有することとなつたとき

二 当該都道府県の区域内における事務所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に事務所を設置することとなつたとき

(承継)

第八条 砂利採取業者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その砂利採取業者の地位を承継する。ただし、当該相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第六条第一項第一号から第四号までの一に該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により砂利採取業者の地位を承継した者は、次の各号の一に該当するときは、その承継に係る事業であつて第三条の都道府県知事の登録を受けたもの又は自ら同条の都道府県知事の登録を受けた事業について、その承継の時に同条の通商産業大臣の登録を受けたものとみなす。

一 第三条の通商産業大臣の登録を受けた者が同条の都道府県知事の登録を受けた者の地位を承継したとき

二 第三条の都道府県知事の登録を受けた者が同条の通商産業大臣の登録又は他の都道府県知事の登録を受けた者の地位を承継したとき

三 第三条の登録を受けていない者が、同時に、同条の通商産業大臣の登録を受けた者の地位及び同条の都道府県知事の登録を受けた者の地位を承継したとき又は同条の都道府県知事の登録を受けた二以上の者の地位を承継したとき(その登録をした都道府県知事が同一であるときを除く。)

3 第一項の規定により砂利採取業者の地位を承継した者は、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(変更の届出)

第九条 砂利採取業者は、第四條第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨をその登録をした通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2 第四條第二項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

(廃止の届出)

第十条 砂利採取業者は、砂利採取業を廃止したときは、遅滞なく、その旨をその登録をした通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(登録の失効)

第十一条 第三条の都道府県知事の登録を受けた者が第七條第三項に規定する場合において第三条の通商産業大臣の登録又は都道府県知事の登録を受けたときは、その者に係る従前の都道府県知事の登録は、その効力を失う。

2 砂利採取業者が第八條第二項の規定により第三条の通商産業大臣の登録を受けたものとみなされたときは、その者に係る従前の都道府県知事の登録は、その効力を失う。

3 砂利採取業者がその砂利採取業を廃止したときは、その者に係る第三条の通商産業大臣の登録又は都道府県知事の登録は、その効力を失う。

(登録の取消し等)

第十二条 通商産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた砂利採取業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六條第一項第一号、第三号又は第四号の

規定に該当することとなつたとき。

二 第六条第一項第五号の規定に該当することとなつた場合において、その該当することとなつた日から二週間を経過してもなお同号の規定に該当しているとき。

三 第九條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第十六条の規定に違反したとき。

五 第二十六條の規定による認可の取消しを受けたとき。

六 不正の手段により第三条の登録を受けたとき。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

(登録の消除)

第十三条 通商産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた砂利採取業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(業務主任者の義務等)

第十四条 業務主任者は、砂利の採取に伴う災害の防止に關し通商産業省令で定める職務を誠実に履行しなければならない。

2 砂利の採取に従事する者は、業務主任者がその職務を行なうために必要があると認めてする指示に従わなければならない。

(業務主任者試験等)

第十五条 業務主任者試験は、砂利の採取に伴う災害の防止に關して必要な知識及び技能について都道府県知事が行なう。

2 業務主任者試験及び第六條第一項第五号ロの規定による認定の実施に關する細目は、通商産業省令で定める。

第三章 採取計画の認可等

(採取計画の認可)

第十六条 砂利採取業者は、砂利の採取を行なうるときは、当該採取に係る砂利採取場ご

とに採取計画を定め、当該砂利採取場の所在地を管轄する都道府県知事(当該砂利採取場の区域の全部又は一部が河川区域等(河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第六條第一項に規定する河川区域及び同法第五十四條第一項に規定する河川保全区域をいう。以下同じ。))の区域内にあるときは、当該河川区域等に係る同法第七條に規定する河川管理者(同法第九條第二項若しくは第九十八條又は第十一條第三項の規定により、同法第二十六條及び第二十七條第一項若しくは第五十五條第一項の規定に基づく権限の委任を受け又はその権限を代わつて行なう者があるときは、その者。以下「河川管理者」という。))の認可を受けなければならない。

(採取計画に定めるべき事項)

第十七条 前条の採取計画には、次の事項を定めなければならない。

一 砂利採取場の区域

二 採取をする砂利の種類及び数量並びにその採取の期間

三 砂利の採取の方法及び砂利の採取のための設備その他の施設に關する事項

四 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に關する事項

五 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令、建設省令で定める事項

(認可の申請)

第十八条 第十六條の認可を受けようとする砂利採取業者は、次の事項を記載した申請書を都道府県知事又は河川管理者に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録の年月日及び登録番号

三 採取計画

2 前項の申請書には、砂利採取場及びその周辺の状況を示す図面その他の通商産業省令、建設省令で定める書類を添附しなければならない。

(認可の基準)

第十九条 都道府県知事又は河川管理者は、第十八條の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行なう砂利の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない。

(変更の認可等)

第二十条 第十六條の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは、その認可をした都道府県知事又は河川管理者の認可を受けなければならない。ただし、通商産業省令、建設省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第十六條の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る採取計画について前項ただし書の通商産業省令、建設省令で定める軽微な変更をしようとするときは、その旨をその認可をした都道府県知事又は河川管理者に届け出なければならない。

3 第十六條の認可を受けた砂利採取業者は、第十八條第一項第一号又は第二号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨をその認可をした都道府県知事又は河川管理者に届け出なければならない。

4 前条の規定は、第一項の規定による変更の認可に準用する。

(遵守義務)

第二十一条 第十六條の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る採取計画(前条第一項又は第二項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認可採取計画」という。)に従つて砂利の採取を行なうなければならない。

(認可採取計画の変更命令)

第二十二条 都道府県知事又は河川管理者は、認可採取計画に基づいて行なわれている砂利の採取が第十九條に規定する要件に該当することとなり、又は該当することとなるおそれがあると認めるときは、その認可を受けた砂利採取業者に対し、当該認可採取計画を変更すべきことを命ずることができる。

(緊急措置命令等)

第二十三条 都道府県知事又は河川管理者は、砂利の採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、採取計画についてその認可を受けた砂利採取業者に対し、砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は砂利の採取を停止すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事又は河川管理者は、政令で定めるところにより、第三条の規定に違反して砂利採取業を行なつた者又は第十六條若しくは第二十一條の規定に違反して砂利の採取を行なつた者に対し、採取跡の埋めもどしその他砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(廃止の届出)

第二十四条 第十六條の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る砂利採取場における砂利の採取を廃止したときは、遅滞なく、その旨をその認可をした都道府県知事又は河川管理者に届け出なければならない。

(認可の失効)

第二十五条 第十六條の認可を受けた砂利採取業者が当該認可に係る砂利採取場における砂利の採取を廃止したとき又は第二十二條第一項の規定によりその登録を取り消されたときは、その者に係る第十六條の認可は、その効力を失う。

(認可の取消し等)

第二十六条 都道府県知事又は河川管理者は、第十六條の認可を受けた砂利採取業者が次の各号の一に該当するときは、その認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその認可に係る砂利採取場における砂利の採取の停止を命ずることができる。

一 第二十一條の規定に違反したとき。

昭和四十三年五月十六日 衆議院會議録第三十四号 砂利採取法案外一案

二 第二十二條又は第二十三條第一項の規定による命令に違反したとき。

三 第三十一條第一項の条件に違反したとき。

四 不正の手段により第十六條の認可を受けたとき。

(河川法との関係)

第二十七條 その区域の全部又は一部が河川区域等の区域内にある砂利採取場に係る採取計画について第十六條の認可又は第二十二條第一項若しくは第二項の規定による変更の認可若しくは届出があつたときは、当該認可採取計画に基づいて行なう工作物の新築、土地の掘さくその他の行為であつて河川法第二十六條、第二十七條第一項又は第五十五條第一項の許可を要するものについて、これらの許可があつたものとみなす。

2 前項の規定により認可採取計画に基づいて行なう行為についてあつたものとみなされた河川法第二十六條、第二十七條第一項又は第五十五條第一項の許可に基づく地位は、同法第三十三條第一項又は第二項(同法第五十五條第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、第八條の規定により当該認可採取計画に係る砂利採取業者の地位が承継される場合に限る、当該承継者が承継する。

3 第十六條の認可がその効力を失つたときは、第一項の規定により当該認可採取計画に基づいて行なう行為についてあつたものとみなされた河川法第二十六條、第二十七條第一項又は第五十五條第一項の許可は、その効力を失ひ、(河川法の準用)

第二十八條 河川法第十五條の規定は、河川管理者がその区域の全部又は一部が同法第五條第一項の二級河川の河川区域内にある砂利採取場に係る採取計画について第十六條の認可又は第二十二條第一項の規定による変更の認可をする場合に準用する。

2 河川法第三十五條第二項及び第三十六條第三項の規定は、河川管理者(都道府県知事を除く。)が第十六條の認可又は第二十二條第一項の規定による変更の認可をする場合に準用する。

く。が第十六條の認可又は第二十二條第一項の規定による変更の認可をする場合に準用する。

第四章 雑則

(標識の掲示)

第二十九條 砂利採取業者は、第十六條の認可に係る砂利採取場の見やすい場所に、通商産業省令、建設省令で定めるところにより、氏名又は名称、登録番号その他の通商産業省令、建設省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(鉱業権者との協議)

第三十條 砂利採取業者を行なう土地の区域と鉱区とが重複するときは、砂利採取業者又は鉱業権者(租鉱区については、租鉱権者。以下同じ。)は、事業の実施について、鉱業権者又は砂利採取業者に対し協議することが出来る。

2 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十四條第二項から第七項までの規定は、前項の規定による協議に準用する。

3 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第七十一條から第七十七條までの規定は、前項において準用する採石法第三十四條第二項の規定についての審査請求に、鉱業法第八十條の規定は、当該決定の取消しの訴えに準用する。

(認可の条件)

第三十一條 第十六條の認可(第二十二條第一項の規定による変更の認可を含む。)には、条件を附することが出来る。

2 前項の条件は、認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(帳簿の記載)

第三十二條 砂利採取業者は、通商産業省令、建設省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し通商産業省令、建設省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告の徴収)

第三十三條 通商産業大臣、都道府県知事又は建設大臣若しくは河川管理者は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、砂利採取業者を行なう者に対し、その業務に関し報告をさせることが出来る。

(立入検査等)

第三十四條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、砂利採取業者を行なう者の事務所、砂利採取場その他の業務を行なう場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることが出来る。

2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、当該都道府県の区域内に事務所を設置して砂利採取業者を行なう者又は河川区域等以外の区域において砂利の採取を業として行なう者の事務所、砂利採取場その他の業務を行なう場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることが出来る。

3 建設大臣又は河川管理者は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、河川区域等の区域において砂利の採取を業として行なう者の事務所、砂利採取場その他の業務を行なう場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることが出来る。

4 前三項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録免許税及び手数料)

第三十五條 第三條の通商産業大臣の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより、登録免許税を納付しなければならない。

2 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

納付しなければならない者		金額
一 第三條の都道府県知事の登録を受けようとする者		三千円
二 業務主任者試験を受けようとする者		千五百円
三 第六條第一項第五号ロの規定による認定を受けようとする者		千五百円
四 第十六條の認可を受けようとする者		三千円
五 第二十二條第一項の規定による変更の認可を受けようとする者		千五百円
六 第三十條第二項において準用する採石法第三十四條第二項の規定による決定の申請をする者		千円

3 前項の手数料は、河川管理者(都道府県知事を除く。)が行なう第十六條の認可又は第二十二條第一項の規定による変更の認可を受けようとする者及び第三十條第二項において準用する採石法第三十四條第二項の規定による決定の申請をする者の納付するものについては因庫の、その他の者の納付するものについては当該都道府県の収入とする。

(通商産業大臣への通報等)

第三十六條 都道府県知事又は河川管理者は、政令で定めるところにより、砂利採取業者が第十六條の規定に違反していると認めるとき又は第二

十六条の規定による認可の取消しをしたときは、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に通報しなければならない。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、第十二条第一項の規定による処分をしたときは、政令で定めるところにより、その旨を都道府県知事又は河川管理者に通報しなければならない。

3 都道府県知事又は河川管理者は、第十六条の認可の申請又は第二十条第一項の規定による変更の認可の申請(通商産業省令、建設省令で定めるものに限る)があつたときは、通商産業省令、建設省令で定めるところにより、その旨を関係市町村長に通報しなければならない。これらの申請について認可又は不認可の処分をしたときも、同様とする。

(市町村長の要請)

第三十七条 市町村長は、砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるときは、都道府県知事又は河川管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる。

2 都道府県知事又は河川管理者は、前項の規定による要請があつたときは、必要な調査を行ない、その結果必要があると認めるときは、第二十二條の規定による措置その他の必要な措置を講じなければならない。

(聴聞)

第三十八條 通商産業大臣、都道府県知事又は河川管理者は、第十二条第一項又は第二十六條の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。(不服申立ての手續における聴聞)

第三十九條 この法律の規定による処分(第三十条第二項において準用する採石法第三十四条第二項の決定を除く)についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定(却下の裁決又は決定を除く)は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

(裁定の申請)
第四十条 第十六条、第二十条第一項又は第二十二條の規定による処分(河川管理者が行なつたものを除く)に不服がある者は、土地調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。この場合には、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

2 行政不服審査法第十八条の規定は、前項の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができ旨を教示した場合に準用する。

(砂利採取業者に対する指導等)
第四十一条 国及び地方公共団体の関係行政機関は、砂利採取業者に対し、砂利の採取に伴う災害を防止し、又は砂利採取業者の健全な発達を図るために必要な指導及び助言に努めるものとする。

2 河川法その他の法令(条例及び規則を含む)の規定により砂利の採取に係る許可をし、その許可を取り消し、その許可の効力を停止し、又はその許可の条件を変更するに当たつては、当該行政庁は、河川等の管理その他公益の保持に支障がある場合を除き、砂利採取業者の運営を考慮してこれをするものとする。

(適用除外)
第四十二条 この法律の規定は、砂利の採取に伴う災害の発生するおそれがない業態の砂利採取業であつて政令で定めるものを行なう者については、適用しない。

2 前項の政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令の制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

(国等に対する適用)
第四十三条 この法律の規定は、第二章、第三十条及び次章の規定を除き、国及び地方公共団体に適用があるものとする。この場合において、砂利採取業を行なう国又は地方公共団体と都道府県知事又は河川管理者との協議が成立することをもつて第十六条の認可又は第二十条第一項の規定による変更の認可があつたものとみなす。

(権限の委任)
第四十四条 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長に行なわせることができる。

第五章 罰則
第四十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の規定に違反して砂利採取業を行なつた者
二 第十二条第一項、第二十三条第一項若しくは第二十六条の規定による命令に違反した者
三 第十六条又は第二十一条の規定に違反して砂利の採取を行なつた者

第四十六条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。
一 第九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第三十二条の規定に違反して同条に規定する事項を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

三 第三十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
四 第三十四条第一項から第三項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第四十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第四十八条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。
一 第七條第二項若しくは第三項、第八條第三項、第十條、第二十條第三項又は第二十四條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第二十九條の規定に違反した者

(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十五条及び次条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 第六條第一項第五号ロの規定による認定は、この法律の施行の日前においても行なうことができる。

(砂利採取法の廃止)
第三条 砂利採取法(昭和三十一年法律第一号)は、廃止する。

(経過規定)
第四条 この法律の施行の際現に砂利採取業を行なつてゐる者は、この法律の施行の日から六十日間は、第三条の登録を受けないで、従前の例により砂利採取業を行なうことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により第三条の登録の申請をして登録を受けた者は、当該登録を受けた日から三十日間は、第十六條の規定にかかわらず、従前の例により砂利の採取を行なうことができる。その者がその期間内に同条の認可の申請をした場合において、認可又は不認可の処分があるま

昭和四十三年五月十六日 衆議院會議録第三十四号 砂利採取法案外一案

での間も、同様とする。

第五条 この法律の施行の際現に砂利採取業を行なつてゐる団体又は地方公共団体は、この法律の施行の日から六十日間、第十六条の規定にかかわらず、砂利の採取を行なうことができる。

第六条 この法律の施行前にした行為及び附則第四條第一項又は第二項の規定により従前の例によることとされる砂利採取業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(採石法の一部改正)

第七條 採石法の一部を次のように改正する。

第十條 第一項第三号中「砂利採取法(昭和三十一年法律第一号)」を「砂利採取法(昭和四十三年法律第一号)」に改める。

(水産資源保護法の一部改正)

第八條 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四の二 砂利採取業者の登録
砂利採取法(昭和四十三年法律第一号)第三條(登録)の通
商産業大臣がする砂利採取業者の登録

(土地調整委員会設置法の一部改正)

第十條 土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第四條 第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 砂利採取法(昭和四十三年法律第一号)第四十條第一項の規定による異議を裁定すること。

第二十五條 第一項中「又は近畿圏の保全区域の整備に関する法律第二十條第一項を」、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第二十條第一項又は砂利採取法第四十條第一項に改める。
(通商産業省設置法の一部改正)

五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 砂利採取法(昭和四十三年法律第一号)第十六條(採取計画の認可)に規定する河川管理者は、同条の採取計画又は変更後の採取計画に基づいて行なう工事が第一項に掲げる工事に該当し、かつ、保護水面の区域内においてされるものである場合において、当該採取計画又は採取計画の変更について同条又は同法第二十條第一項(変更の認可)の規定による認可をしようとするときは、政令の定めるところにより、あらかじめ、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林大臣に協議しなければならない。

(登録免許税法の一部改正)

第九條 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一中第三十四号の次に次のように加える。

第十一條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四條 第一項第三十八号の二の次に次の一号を加える。

三十八の三 砂利採取業者を登録すること。

理由

砂利の採取に伴う災害の現況にかんがみ、その災害を防止し、あわせて砂利採取業の健全な発達に資するため、砂利採取業についてその事業を行なう者の登録、砂利の採取計画の認可その他の規制を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

を提出する理由である。

電気用品取締法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和四十三年三月三十日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 石井光次郎殿

電気用品取締法の一部を改正する法律

電気用品取締法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「製造事業者」を「甲種電気用品の製造事業者」に、「第三章 電気用品の型式等(第十八条―第二十六条)」を「第三章 甲種電気用品の型式等(第十八条―第二十六条)」に、「第三章 乙種電気用品の型式等(第二十六条―第二十六条)」に改める。

(第十八条―第二十六条) 製造事業者の届出等(第二十六条の二―第二十六条の六)に改める。

第二條を次のように改める。

(定義)
第二條 この法律において「電気用品」とは、次に掲げる物をいう。

一 一般用電気工作物(電気事業法(昭和三十一年法律第七十号)第六十六条第一項に規定する一般用電気工作物をいう。)の部分となり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料であつて、政令で定めるもの

二 携帯発電機であつて、政令で定めるもの
2 この法律において「甲種電気用品」とは、構造又は使用方法その他の使用状況からみて特に危険又は障害の発生するおそれが多い電気用品であつて、政令で定めるものをいい、「乙種電気用品」とは、甲種電気用品以外の電気用品をいう。

5. 「第二章 製造事業者の登録」を「第二章 甲種電気用品の製造事業者の登録」に改める。

第三條及び第四條第一項第三号から第五号までの規定中「電気用品」を「甲種電気用品」に改める。

第十四條第三号中「第四十七條」を「第四十七條第一項」に改める。

「第三章 電気用品の型式等」を「第三章 甲種電気用品の型式等」に改める。

第十八條(見出しを含む)、第十九條第二項、第二十條第一号及び第二十一條中「電気用品」を「甲種電気用品」に改める。

第二十二條の見出しを「(登録製造事業者に係る基準適合義務等)」に改め、同条第一項及び第三項中「電気用品」を「甲種電気用品」に改める。

第二十三條の見出しを「(甲種電気用品輸入事業者に係る甲種電気用品の型式の認可等)」に改め、同条第一項中「電気用品」を「甲種電気用品」に、「輸入事業者」を「甲種電気用品輸入事業者」に改め、同条第二項中「電気用品」を「甲種電気用品」に改め、同条第三項中「輸入事業者」を「甲種電気用品輸入事業者」に改め、同条の次に次の一條を加える。

(甲種電気用品輸入事業者に係る基準適合義務)
第二十三條の二 前条第一項の認可を受けた甲種電気用品輸入事業者は、当該認可に係る型式の甲種電気用品を販売する場合においては、第二十二條第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものを販売しなければならない。

2 前条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第二十四條第一項中「前条第一項」を「第二十三條第一項」に、「七年」を「三年以上七年以下」において甲種電気用品ごとに政令で定める期間に改める。

第二十五條第一項中「輸入事業者」を「甲種電気用品輸入事業者」に、「電気用品」を「甲種電気用品」に改める。

品」に改め、「製造されたもの」の下に「又は第二十三条の二第二項において準用する第二十三条第一項ただし書の規定の適用を受けて販売されるもの」を加え、同条第二項中「電気用品を」甲種電気用品に改める。

第二十六条中「輸入事業者」を「甲種電気用品輸入事業者」に改め、同条第三号中「第四十七条を」第四十七條第一項若しくは第二項に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 乙種電気用品の製造事業者の届出等

(事業開始の届出等)

第二十六條の二 乙種電気用品の製造の事業を行なう者(以下「乙種電気用品製造事業者」といふ)は、事業の開始の日から三十日以内に、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該乙種電気用品の種類及び構造

三 当該乙種電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

第二十七條第一項及び第二十一條の規定は、乙種電気用品製造事業者に準用する。この場合において、第十條第一項中「第四條第一項第一号又は第三号から第五号まで」とあるのは、「第二十六條の二第一項各号」と読み替へるものとする。

第二十六條の三 乙種電気用品の輸入の事業を行なう者(以下「乙種電気用品輸入事業者」といふ)は、事業の開始の日から三十日以内に、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該乙種電気用品の種類及び構造

三 当該乙種電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所

第二十八條第一項及び第二十一條の規定は、乙種電気用品輸入事業者に準用する。この場合において、第十條第一項中「第四條第一項第一号又は第三号から第五号まで」とあるのは、「第二十六條の三第一項各号」と読み替へるものとする。

(基準適合義務)

第二十六條の四 乙種電気用品製造事業者は、当該乙種電気用品を製造する場合においては、当該乙種電気用品が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。

第二十八條ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第二十六條の五 乙種電気用品輸入事業者は、当該乙種電気用品を販売する場合においては、前条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものを販売しなければならない。

第二十三條第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

(表示)

第二十六條の六 乙種電気用品製造事業者又は乙種電気用品輸入事業者は、当該乙種電気用品(第二十六條の四第二項において準用する第十八條ただし書の規定の適用を受けて製造されたもの又は前条第二項において準用する第二十三條第一項ただし書の規定の適用を受けて販売されるものを除く)を販売する時までに、これに

通商産業省令で定める方式による表示を附さなければならない。

二 何人も、前項に規定する場合を除くほか、乙種電気用品に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。

第二十七條中「第二十五條第一項の下に」又は「第二十六條の四第二項を」、「第二十三條第一項ただし書」の下に「(第二十三條の二第二項又は第二十六條の五第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第三十八條第一項及び第二十二條中「第二十五條第一項の下に」又は「第二十六條の六第一項」を加える。

第四十三條第一項中「第二十二條第二項の下に」又は「第二十六條の四第二項」を、「第二十三條第一項ただし書」の下に「(第二十三條の二第二項又は第二十六條の五第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第四十五條第一項及び第四十六條第一項中「輸入事業者」を「甲種電気用品輸入事業者、乙種電気用品製造事業者、乙種電気用品輸入事業者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(電気用品の提出)

第四十六條の二 通商産業大臣は、前条第一項の規定によりその職員に検査をさせた場合において、その所在の場所において検査をさせることが著しく困難であると認められる電気用品があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることが出来る。

二 国(前項の規定に基づく通商産業大臣の権限が都道府県知事に委任されている場合にあつては、都道府県知事は、同項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。

三 前項の規定により補償すべき損失は、第一項の命令により通常生ずべき損失とする。

第四十七條を削り、第四十八條中「電気用品」を「甲種電気用品」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第四十七條とする。

二 通商産業大臣は、甲種電気用品輸入事業者又は乙種電気用品製造事業者若しくは乙種電気用品輸入事業者が第二十三條の二第一項又は第二十六條の四第一項若しくは第二十六條の五第一項の規定に違反していると認めるときは、その違反している者に対し、その販売し又は製造する電気用品が第二十二條第一号又は第二十六條の

四第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようにするための必要な措置をとるべきことを命ずることが出来る。

第四十九條の前に次の一条を加える。

(業務停止命令)

第四十八條 通商産業大臣は、登録製造事業者、甲種電気用品輸入事業者、乙種電気用品製造事業者又は乙種電気用品輸入事業者が第二十二條第一項、第二十三條の二第一項、第二十六條の四第一項又は第二十六條の五第一項の規定に違反している場合において、危険又は障害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、その違反している者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることが出来る。

第五十三條第一項の表の上欄中「電気用品」を「甲種電気用品」に改め、同表の下欄中「四千円」を「七千円」に、「四万円」を「二十万円」に改める。

第五十七條第一号及び第二号中「電気用品」を「甲種電気用品」に改め、同条第三号中「第四十七條」を「第四十八條」に改める。

第五十九條第二号中「第二十五條第一項」の下に「又は第二十六條の六第一項」を加え、同条第三号中「第二十五條第二項」の下に「又は第二十六條の六第二項」を加え、同条に次の一号を加える。

六 第四十七條第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

第六十條に次の一号を加える。

三 第四十六條の二第一項の規定による命令に違反した者

第六十三條第一号中「第二十三條第三項」の下に「第二十六條の二第二項又は第二十六條の三第二項」を加え、「又は第十一條」を「第十一條第二十六條の二第二項又は第二十六條の三第二項において準用する場合を含む。」、第二十六條の二第一項又は第二十六條の三第一項に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月をこえ

昭和四十三年五月十六日 衆議院會議録第三十四号 砂利採取法案外一案 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律案外二案

ない範囲内において政令で定める日から施行する。

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。商工委員長小峯柳多君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔小峯柳多君登壇〕

○小峯柳多君 たいだいま議題となりました二法案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、砂利採取法案について申し上げます。わが国の砂利の生産は、近年土木建築工事の急速な拡大とともに年々増加してまいっておりますが、特に最近におきましては、いわゆる山砂利、お砂利の採取が急増しており、その反面、砂利の採取に伴う災害が各地に頻発し、大きな社会問題となっております。

本案は、このような実情に対処するため、新法を制定し、砂利の採取に対する規制を抜本的に強化して、災害の防止をはかりとするものであります。

本案の内容の第一は、砂利採取業者の登録制であります。登録を受けるにあたっては、一定の資格を有する砂利採取業務主任者を置かなければならないこととしております。

第二は、砂利採取計画の認可制でありまして、当該計画による砂利採取が、災害を生じせしめるおそれがあるときは、都道府県知事または河川管理者は、その計画を認可してはならないこととしております。

第三は、砂利採取業者に対する監督の強化でありまして、災害の発生に対処するため、採取計画の変更命令、緊急措置命令、事業の一時停止命令、採取あとの埋め戻し命令等の規定、及びこれらについて関係市町村長の意見を反映させる規定等を設けております。

らについて関係市町村長の意見を反映させる規定等を設けております。

本案は、去る四月九日当委員会に付託され、翌十日提案理由の説明を聴取し、五月十四日より質疑に入り、翌十五日に質疑を終了して、引き続き採決に付したところ、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党共同提案による附帯決議を付しましたが、その骨子は、砂利採取計画の認可等に関する適確な運用基準の設定、農地転用の規制及び無断転用取り締まりの強化、並びに骨材の需給安定対策の確立であります。

次に、電気用品取締法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における家庭用電気製品の普及の状況にかんがみ、粗悪な電気用品による災害の発生を防止するため、規制対象電気用品の範囲を拡大し、あわせて規制措置の整備をはかりとするものであります。

その主たる内容の第一は、現行の電気用品を甲種電気用品とし、その他の電気用品を新たに乙種電気用品として追加し、これについて輕易な規制を課するものとすることでありまして、

第二は、輸入事業者の販賣する甲種電気用品は、省令で定める技術基準に適合していなければならぬこととし、輸入事業者に対する改善命令の規定を追加することでありまして、

第三は、型式認可の有効期間、登録及び型式認可の手数料等について所要の改正を加えることとしてあります。

本案は、去る三月三十日参議院より送付され、同日当委員会に付託、四月一日提案理由の説明を聴取し、五月十四日より審議を行ない、翌十五日、質疑を終了、引き続き採決いたしましたところ、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、

民主社会党及び公明党共同提案による附帯決議を付しましたが、その骨子は、電気用品の使用者に対する取り扱い方法の指導徹底及び製造事業者等の保安責任の明確化、立ち入り検査及び実施調査の実施による不良品の出回り防止等でありまして、以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

理容師法及び美容師法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律案(内閣提出)

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○山村新治郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

この際、社会労働委員長提出、理容師法及び美容師法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略し、内閣提出、原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律案、及び内閣提出、参議院送付、社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案とともに一括議題となし、委員長の趣旨弁明及び報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(小平久雄君) 山村新治郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加せられました。

理容師法及び美容師法の一部を改正する法律案、原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律案、社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

理容師法及び美容師法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和四十三年五月十六日

提出者 社会労働委員長 八田 貞義

理容師法の一部改正

第一条 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「従業者の氏名等」を「第十一條の三第一項に規定する管理理容師その他の従業者の氏名その他の必要な事項」に改め、同条第二項中「規定により届け出た事項」を「規定による届出事項」に改める。

第十一條の二中「次条」を「第十二條」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十一條の三 理容師である従業者の数が常時二人以上である理容所の開設者は、当該理容所(当該理容所における理容の業務を含む。)を衛生的に管理させるため、理容所に、管理理容師(以下「管理理容師」という。)を置かなければならない。ただし、理容所の開設者が第二項の規定により管理理容師となることのできる者であるときは、その者が自ら主として管理する一の理容所について管理理容師となることを妨げない。

管理理容師は、理容師の免許を受けた後三

年以上理容の業務に従事し、かつ、厚生大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者でなければならぬ。

第十四条第一項中「開設者が」の下に「第一

条の三若しくは」を加える。

(美容師法の一部改正)

第二条 美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「従業者の氏名等」を「第十二条の二第一項に規定する管理美容師その他の従業者の氏名その他必要な事項」に改め、同条第二項中「規定により届け出た事項」を「規定による届出事項」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

(管理者)

第十二条の二 美容師である従業者の数が常時二人以上である美容所の開設者は、当該美容所(当該美容所における美容の業務を含む。)を衛生的に管理させるため、美容所ごとに、管理者(以下「管理美容師」という。)を置かなければならない。ただし、美容所の開設者が第二項の規定により管理美容師となることのできる者であるときは、その者が自ら主として管理する一の美容所について管理美容師となることを妨げない。

2 管理美容師は、美容師の免許を受けた後三年以上美容の業務に従事し、かつ、厚生大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者でなければならぬ。

第十五条第一項中「開設者が、」の下に「第十二条の二若しくは」を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

2 改正後の美容師法第十一条の三第一項又は改正後の美容師法第十二条の二第一項に規定する

理容所又は美容所の管理理容師又は管理美容師は、改正後の美容師法第十一条の三第二項又は改正後の美容師法第十二条の二第二項の規定にかかわらず、昭和四十六年十二月三十一日までには、理容師又は美容師の免許を受けた後理容又は美容の業務に従事した期間が、三年以上の者であることを要せず、かつ、これらの規定による講習会の課程を修了した者であることを要しない。

理 由

理容師又は美容師である従業者の数が常時二人以上である理容所又は美容所には、これを衛生的に管理させるため、管理者を置くこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

原 子 爆 弾 被 爆 者 に 対 する 特 別 措 置 関 係 法

律 案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十三年三月八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

目 的

第一条 この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者であつて、原子爆弾の傷害作用の影響を受け、今なお特別の状態にあるものに対し、特別手当の支給等の措置を講ずることにより、その福祉を図ることを目的とする。

法 律

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律

第一条 この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者であつて、原子爆弾の傷害作用の影響を受け、今なお特別の状態にあるものに対し、特別手当の支給等の措置を講ずることにより、その福祉を図ることを目的とする。

(特別手当の支給)

第二条 都道府県知事は、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一

号)

以下「原子爆弾被爆者医療法」という。第八条第一項の認定を受けた者であつて、同項の認定に係る負傷又は疾病の状態にあるものに対し、特別手当を支給する。

2 前項に規定する者は、特別手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3 特別手当は、月を単位として支給するものとす。その額は、一月につき、一万円とする。

4 特別手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、第一項に規定する要件に該当しなくなつた日の属する月で終わる。

(特別手当の支給の制限)

第三条 特別手当は、前条第一項に規定する者、その配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。又は民法明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で前条第一項に規定する者の生計を維持するものの所得につき所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の規定により計算した前年分の所得税の額(この所得税の額を計算する場合には、同法第九十二条及び第九十五条の規定を適用しないものとする。以下同じ。)が政令で定める額をこえるときは、その年の六月から翌年の五月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

2 前項の規定は、前条第一項に規定する者が同条第二項の認定の申請をした場合において、その申請をした日の属する月が一月、二月、三月又は四月であるときは、前項中「前年分」とあるのは「前年分」と、「その年の六月から翌年の五月まで」とあるのは「前条第二項の認定の申請をした日の属する月の翌月からその年の五月まで」と読み替えて適用する。

(届出)

第四条 第二条第二項の認定を受けた者は、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事に対し、同条第一項に規定する負傷又は疾病の状態、前条第一項に規定する所得税の額その他の厚生省令で定める事項を届け出なければならない。

2 都道府県知事は、特別手当の支給を受けている者が正当な理由がなく前項の規定による届出をしないときは、その支払を一時差しとめることができる。

(健康管理手当の支給)

第五条 都道府県知事は、原子爆弾被爆者医療法第十四条の二第一項に規定する特別被爆者(以下単に「特別被爆者」という。)であつて、造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生省令で定める障害を伴う疾病(原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。)にかかっているものうち、次の各号のいずれかに該当するものに対し、健康管理手当を支給する。ただし、その者が特別手当の支給を受けている場合は、この限りでない。

一 六十五歳以上の者

二 厚生省令で定める範囲の身体上の障害がある者

三 配偶者のない女子又はこれに準ずるものとして厚生省令で定める女子であつて、十八歳未満の子、孫若しくは弟妹又は厚生省令で定める程度の廃疾の状態にある二十歳未満の子、孫若しくは弟妹を扶養しているもの

2 前項に規定する者は、健康管理手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3 都道府県知事は、前項の認定を行なう場合には、あわせて当該疾病が継続すると認められる期間を定めるものとする。この場合において

昭和四十三年五月十六日 衆議院會議録第三十四号 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律案(案)

は、その期間は、第二項に規定する疾病の種類ごとに厚生大臣が定める期間内において定めるものとする。

4 健康管理手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、三千円とする。

5 健康管理手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、その日から起算してその者につき第三項の規定により定められた期間が満了する日(その期間が満了する日前に第一項に規定する要件に該当しなくなった場合にあつては、その該当しなくなつた日)の属する月で終わる。

(準用)
第六条 第三条及び第四条の規定は、健康管理手当について準用する。

(医療手当の支給)

第七条 都道府県知事は、原子爆弾被爆者医療法第二項に規定する被爆者であつて、同法第七条第一項の規定による医療の給付を受けているものに對し、その給付を受けている期間について、政令の定めるところにより、医療手当を支給する。

(医療手当の支給の制限)

第八条 医療手当は、前条に規定する者、その配偶者又は民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で前条に規定する者の生計を維持するものの所得につき所得税法の規定により計算した前年分(一月から四月までの間に受けた医療の給付に係る医療手当については、前前年分とする)の所得税の額が政令で定める額をこえるときは、支給しない。

(介護手当の支給)

第九条 都道府県知事は、特別被爆者であつて、厚生省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害(原子爆弾の傷害作用の影響によるもの)を

いことが明らかであるものを除く。)により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに對し、その介護を受けている期間について、政令の定めるところにより、介護手当を支給する。ただし、その者が介護者に対し介護に要する費用を支出しない介護を受けている期間については、この限りでない。

2 前条の規定は、介護手当について準用する。

(費用の支弁等)

第十条 特別手当、健康管理手当、医療手当及び介護手当の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行なう事務の処理に要する費用は、当該都道府県の支弁とする。

2 国は、政令の定めるところにより、前項の規定により都道府県が支弁する費用(介護手当に係るものを除く。)を当該都道府県に交付する。

3 国は、政令の定めるところにより、第一項の規定により都道府県が支弁する費用のうち、介護手当の支給に要する費用についてはその十分の八を、介護手当に係る事務の処理に要する費用についてはその二分の一を負担する。

(不正利得の徴収)

第十一条 都道府県知事は、偽りその他不正の手段により特別手当、健康管理手当、医療手当又は介護手当(以下「特別手当等」という。)の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)

第十二条 特別手当等の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(公課の禁止)

第十三条 租税その他の公課は、特別手当等として

て支給を受けた金額を標準として、課することができない。

(戸籍事項の無料証明)

第十四条 市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。)は、第二項第一項又は第五項の条に規定する者に対し、当該市町村の条例の定めるところにより、これらの者の戸籍に關し、無料で証明を行なうことができる。

(広島市及び長崎市に關する特例)

第十五条 この法律中「都道府県知事」又は「都道府県」とあるのは、広島市又は長崎市については、「市長又は「市」と読み替へるものとする。

(再審査請求)

第十六条 広島市又は長崎市の長が行なう特別手当等の支給に關する処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に對して再審査請求をすることが出来る。

(実施命令)

第十七条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十三年九月一日から施行する。

(原子爆弾被爆者医療法の一部改正)

2 原子爆弾被爆者医療法の一部を次のように改正する。

日次中「第十四条の八」を「第十四条の七」に改める。

第十四条の八を削る。

第二十條中「基」を「基づく」に改め、「及び

医療手当の支給に要する費用」を削る。

第二十條の二中「又は医療手当の支給」を削

る。

(原子爆弾被爆者医療法の一部改正に伴う経過措置)

3 この法律の施行前に原子爆弾被爆者医療法第七條第一項の規定による医療の給付を受けた被爆者に対する医療手当の支給については、なお従前の例による。

(地方財政法の一部改正)

4 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三 原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費

(厚生省設置法の一部改正)

5 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第九條第三号の次に次の一号を加える。

三の二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に關する法律(昭和四十三年法律第 号)を施行すること。

理 由

広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者が今なお特別の状態に置かれていた実情にかんがみ、これらの者の福祉を図るため、特別手当の支給を行なう等の特別措置を講ずることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十三年四月二十四日

衆議院議長 石井光次郎殿

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 石井光次郎殿

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律

社会福祉事業振興会法（昭和二十八年法律第二百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「昭和四十二年度」を「昭和四十二年次から昭和四十五年次までの間」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○副議長（小平久雄君） 委員長の趣旨弁明及び報告を求めます。社会労働委員長八田貞義君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔八田貞義君登壇〕

○八田貞義君 たいだいま議題となりました理容師法及び美容師法の一部を改正する法律案の趣旨弁明を申し上げますとともに、他の二法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、理容師法及び美容師法の一部を改正する法律案について申し上げます。

近年、わが国の消費生活水準の高まりは目ざましいものがあり、理美容業もまた保健衛生の向上とともに高度な理論と知識を要するようになってまいりました。

このため、これら理美容所の経営には、相当な業務経験と知識を有する管理に当たる者を必要といたしておりますので、本案は、管理者制度を新たに設けようとするものであります。

そのおもな内容は、
第一に、常時二人以上の理美容師が従事する理美容所の開設者は、その理美容所に、免許を受けた後三年以上業務に従事し、かつ、厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事が指定した講習会の課程を終了した者を管理者として置かなければ

ならないものとする。

第二に、管理美容師の氏名等については、届け出を要するものとする。

第三に、経過措置として、理美容所に置かなければならない管理美容師は、昭和四十六年十二月三十一日までは、理美容師の資格のみで足りること。

等であります。

何とぞ御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律案について申し上げます。

本案は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被害作用の影響を受け、いまなお特別の状態にある被害者に対し、特別手当の支給等の措置を講ずることにより、被害者の福祉をはかることとするもので、その要旨は、

第一に、被害者の負傷または疾病が原子爆弾の被害作用に起因する旨を厚生大臣より認定された者であつて、その認定にかかる負傷または疾病の状態にある者に対し、月額一萬円の特別手当を支給すること

第二に、造血機能障害、肝臓機能障害その他厚生省令で定める障害を伴う疾病にかつていて特別被害者のうち、六十五歳以上の者、厚生省令で定める範囲の身体上の障害がある者、または母子世帯の母もしくはこれに準ずる者に対し、月額三千円の健康管理手当を支給すること

第三に、厚生省令で定める範囲の精神上または身体上の障害により介護を必要とする状態にある特別被害者であつて、介護のための費用を支出している者に対し、介護手当を支給すること

第四に、国は、特別手当、健康管理手当及び医療手当にかかる事務の処理及びその支給に要する費用を交付することとし、また、介護手当の支給に要する費用についてはその十分の八を、その事務の処理に要する費用についてはその二分の一を負担すること。

等であります。

本案は、去る四月二日本会議において趣旨の説明が行なわれ、同日本委員会に付託となり、本日の委員会において、質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

次に、社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、社会福祉法人の設置する老朽の著しい社会福祉事業施設の改造を促進するため、社会福祉事業振興会が利子を徴しない貸し付けの期間を昭和四十三年次から昭和四十五年度まで延長しようとするものであります。

本案は、去る四月二十四日本委員会に付託となり、本日の委員会において、質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（小平久雄君） これより採決に入ります。

まず、理容師法及び美容師法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（小平久雄君） 起立多数。よつて、本案は可決いたしました。

次に、原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律案、及び社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。

両案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長（小平久雄君） 御異議なしと認めます。

よつて、両案は委員長報告のとおり可決いたしました。

した。

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案（内閣提出）

○山村新治郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

この際、内閣提出、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長（小平久雄君） 山村新治郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長（小平久雄君） 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案を議題といたします。

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十三年四月十九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 法令の適用の暫定措置（第三条―第八章）

第三章 権利の調整等（第九条―第十七条）

第四章 村の設置（第十八条―第二十五条）

第五章 現在における行政機関の設置（第二十六―第二十九条）

第六章 雑則（第三十条―第三十六条）

第七章 罰則(第三十七条—第三十九条)
附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、小笠原諸島(鵜飼岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。)並びに沖の島及び南鳥島をいう。以下同じ。)の復興に伴い、法令の適用についての暫定措置その他必要な特別措置を定めるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の復興に伴い、旧島民(昭和十九年三月三十一日に小笠原諸島に住所を有していた者で、この法律の施行の日の前日において小笠原諸島以外の本邦の地域に住所を有するものをいう。以下同じ。)ができるだけすみやかに帰島し、生活の再建をすることができるよう配慮するとともに、この法律の施行の際現に小笠原諸島に住所を有する者の生活の安定がこなわれることのないように努めなければならない。

第二章 法令の適用の暫定措置

(最高裁判所裁判官の国民審査及び公職の選挙に関する暫定措置)

第三条 この法律に特別の定めがあるもののほか、当分の間、小笠原諸島における最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六号)による国民審査及び公職選挙法(昭和二十

五年法律第百号)による選挙については、政令で特別の定めをすることができる。

(国民年金の特例)

第四条 この法律の施行の際現に小笠原諸島に住所を有する者に対する国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

(労働者災害補償保険及び失業保険の特例)

第五条 この法律の施行の日の前日までの間に小笠原諸島において行なわれていた事業又は小笠原諸島にあつた事務所等政令で定めるものに使用されていた者については、政令で、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)及び失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)の規定の適用につき特例を設けることができる。

(合衆国軍隊関係離職者に対する特例)

第六条 この法律の施行の日の前日までの間に小笠原諸島にあつたアメリカ合衆国軍隊及びその関係機関で政令で定めるものに勤務を提供するために雇用されていた者のうち、小笠原諸島の復興に伴うアメリカ合衆国軍隊の撤退等により離職を余儀なくされた者については、政令で、駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第百五十八号)の規定の適用につき特例を設けることができる。

(農地法の施行停止)

第七条 小笠原諸島においては、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)は、政令で定める

日の前日までは施行しない。

2 前項の政令で定める日は、旧島民が帰島して土地を開発し、これを耕作の目的に供することができるとなるまでに要する通常の期間を考慮して定めなければならない。

(必要な暫定措置等の政令への委任)

第八条 第三条から前条まで及び次章から第六章までに規定するもののほか、小笠原諸島に關し次に掲げる事項については、当分の間、他の法律の規定にかかわらず、政令で必要な規定を設けることができる。

一 戸籍及び住民基本台帳に関する事項

二 通貨の交換に関する事項

三 銃砲、刀剣類及び火薬類の所持に関する事項

四 植物防疫に関する事項

五 国税又は地方税に関する法令の適用についての経過措置に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、法令の適用についての経過措置その他小笠原諸島の復興に伴い必要とされる事項

第三章 権利の調整等

(賃借権の設定)

第九条 この法律の施行の際、小笠原諸島において政令で定める建物その他の工作物を所有する目的で他人の土地を引き続き六月以上使用している者(その所有者との間に締結された賃貸借契約に基づき使用している者を除く。)があるときは、当該所有の目的で使用している土地につ

いて、その所有者は、その使用している者のために従前の使用の目的に従い賃借権を設定したものとみなす。

2 前項の規定による賃借権(以下「法定賃借権」という。)の存続期間は、借地法(大正十年法律第四十九号)第二条第一項本文の規定にかかわらず、この法律の施行の日から十年とする。ただし、当事者が、同条の規定にかかわらず、その合意により別段の定めをすることを妨げない。

3 法定賃借権(国有の土地に係るものを除く。)に係る賃貸借の借賃その他の条件について当事者間に協議がととのわなるときは、当事者は、第二十六条に規定する小笠原総合事務所(以下「小笠原総合事務所」という。)にあつてんを求めることができる。

4 建物の所有を目的とする法定賃借権を有する者は、この法律の施行の日から一年以内に当該賃借権又は建物の登記をしたときは、当該賃借権をもつて、この法律の施行の日から第三者に對抗することができる。

(賃借権に係る裁判)

第十条 法定賃借権に係る賃貸借の借賃その他の条件について当事者間に協議がととのわなるときは、申立てにより、裁判所は、類似の土地に係る賃貸借の条件、土地又は建物等の状況その他一切の事情を参酌して、これを定めることができる。

2 前項の規定による裁判は、法定賃借権に係る

土地の所在地を管轄する地方裁判所が、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)によつて行なう。

3 民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第二十條の規定は、第一項の申立てがあつた場合について準用する。この場合には、調停に付する裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

4 第一項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることが出来る。この場合において、その期間は、二週間とする。

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

(国有地の貸付け又は交換)

第十一條 小笠原諸島においてその所有する土地を自己の居住する家屋及びその附帯施設の敷地として使用しようとする者が、当該土地につき法定賃借権が設定されたためその使用をすることができなくなつた場合において、政令で定めるところにより小笠原諸島に存する国有の土地(以下この条において「国有地」という。)の貸付け又は当該賃借権の目的となつた土地と国有地との交換を申し出たときは、国は、政令で定めるところにより、その申出をした者の土地の使用の目的に応じ、適当と認める国有地を貸し付け、又はその者の有する当該土地と当該国有地とを交換することができる。

(使用権の設定)

第十二條 この法律の施行の際小笠原諸島に存す

る施設又は工作物(アメリカ合衆国軍隊が使用していた区域を含む。)のうち、公用(条約に基づく提供の用を含む。次条第二項において同じ。)又は公共の用に供するものとして国又は地方公共団体が決定したものが、他人の所有する土地にあるときは、国又は地方公共団体は、次項から第四項までの規定に従つて当該土地を使用することができる。

2 国又は地方公共団体は、前項の規定により土地を使用する場合には、当該土地の区域並びに使用の方法及び期間をその所有者に通知しなければならぬ。この場合において、その所有者を知ることができないときは、政令で定めるところにより、その通知すべき事項を公示しなければならぬ。

3 第一項の規定による使用の期間は、この法律の施行の日から五年をこえない範囲内において当該施設又は工作物の種類及び設置場所等を考慮して必要と認められる期間として政令で定める期間をこえることができない。

4 第一項の規定により土地を使用した場合には、国又は地方公共団体は、当該土地を使用することによつてその所有者及び関係人(当該土地の使用の時期に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第五条に規定する権利を有する者及びその承継人をいう。第三十四条第四項において同じ。)が通常受ける損失を補償しなければならぬ。

5 国及び地方公共団体以外の者は、この法律の施行の際小笠原諸島に存する施設又は工作物を、土地収用法その他の法令により土地を収用し又は使用することが出来る事業の用に供しようとする場合において、当該施設又は工作物が他人の所有する土地にあるときは、小笠原総合事務所長の承認を得て当該土地を使用することができる。この場合において、前三項の規定は、当該土地の使用の承認を得た者について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、第一項及び前項の規定による土地の使用について必要な事項は、政令で定める。

(旧小作地に係る特別賃借権の設定)

第十三條 小笠原諸島内にある土地につき昭和十九年三月三十一日(以下この章において「基準日」という。)において耕作(耕作に必要な防風林、道路、水路、ため池その他の施設の設置又は利用を含む。以下この条及び次条において同じ。)を目的とする地上権、永小作権又は賃借権(政令で定める理由による一時貸付けに係るものを除く。)を有していた者(基準日においてこれらの権利に係る土地をこれらの者に貸し付けていた者を除く。)又はその一般承継人(その承継の時においてその被承継人がこれらの権利を有していた場合にあつては、その権利を承継した者)である個人は、基準日からこの法律の施行後一年を経過する日までの間にこれらの権

利が消滅している場合には、その日の翌日から一年以内に、これらの権利に係る土地の所有者又は政令で定めるこれらの権利を有する者(以下この条及び次条において「土地所有者等」という。)に対し、耕作の目的で賃借の申出をすることによつて、相当な賃借の条件で、その土地を賃借することができる。この場合には、その条件のうち存続期間については、定めがないものとする。

2 法定賃借権の目的となつた土地又は前項の申出のあつた時において国若しくは地方公共団体が権利を有する土地で公用若しくは公共の用に供するものと定められているもの(政令で定めるところにより公示されたものに限る。)については、その申出は、その効力を生じない。

3 土地所有者等は、第一項の申出を受けた日から六十日以内に拒絶の意思を表示しないときは、その期間満了の時に、その申出を承諾したものとみなす。

4 土地所有者等は、基準日からこの法律の施行後一年を経過する日までの間に第一項に規定する賃借権に係る賃借借が合意により解約されている場合その他政令で定める特別の理由がある場合でなければ、同項の申出を拒絶することができない。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の申出をしようとする者がその申出に係る土地の土地所有者等を知ることができず、又はその所在を知

ることができない場合の申出その他同項の申出に關し必要な事項は、政令で定める。

6 基準日に存していた耕作を目的とする貸借についてこの法律の施行前に貸借人から解約の申入れがされ、この法律の施行の日から一年を経過する日までの間にその貸借が終了していない場合におけるその解約の申入れは、その効力を生じない。

7 第一項の規定により設定された貸借権又は小笠原諸島内にある土地につき基準日に存していた耕作を目的とする貸借権でこの法律の施行の際存するもの(次項及び次条において「特別貸借権」と総称する。)に係る貸借の借賃その他の条件について当事者間に協議がととのわなるときは、当事者は、東京都知事にあつせんを求めることができる。

8 特別貸借権を有する者は、その特別貸借権の登記がなくても、この法律の施行の日から第七条第一項の政令で定める日(次条第一項において「農地法施行日」という。)の前日までにその特別貸借権に係る土地について権利を取得した第三者に対抗することができる。

(特別貸借権に係る解約の制限等)

第十四条 特別貸借権に係る貸借の当事者は、農地法施行日の前日までは、東京都知事の許可を受けなければ、その特別貸借権を譲渡し、若しくはその特別貸借権に係る土地を転貸し、又はその特別貸借権に係る貸借の解除(次項の

規定による解除を除く。)をし、若しくは解約の申入れをしてはならない。

2 土地所有者等は、前条第一項の規定により設定された貸借権を有する者がその設定された日から相当の期間を経過してもなおその貸借権に係る土地について耕作(開墾を含む。)をしていないときは、東京都知事の承認を受けて、その貸借権に係る貸借の解除をすることができ

る。

3 第一項の許可又は前項の承認を受けないでした行為は、その効力を生じない。

4 前条及び前三項に定めるもののほか、特別貸借権に關し必要な事項は、政令で定める。

規定による解除を除く。)をし、若しくは解約の申入れをしてはならない。

2 東京都知事は、前項の農林省令で定める小笠原諸島周辺の海域において、基準日に旧漁業法(明治四十三年法律第五十八号)第五条の免許に係る漁業権を有していた同法第四十二条第一項に規定する漁業組合の組合員であつた者又はその一般承継人で小笠原諸島に住所を有するものその他農林省令で定める者以外の者には、前項の許可をしてはならない。

3 第一項の許可には、制限又は条件を附することができ

(鉱業権の設定の出願に関する特例)

第十七条 小笠原諸島において基準日に旧鉱業法(明治三十八年法律第四十五号)による鉱業権者であつた者(以下この条において「旧鉱業権者」という。)又はその承継人が、この法律の施行の日から六月以内に、小笠原諸島における当該旧鉱業権者の旧鉱業法による鉱業権の目的となつていた鉱物と同種の鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願をしたときは、当該旧鉱業権者の鉱区であつた区域については、その者は、鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第二十七条の規定にかかわらず、他の出願に対し優先権を有するものとし、同法第十四条第二項の規定は、その出願には適用しない。

第四章 村の設置

(村の設置)

第十八条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五条第一項及び第七条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日に、東京都に属する小笠原諸島の区域をもつて小笠原村を置く。

(旧村の権利義務の帰属)

第十九条 旧大村、旧扇村袋沢村、旧沖村、旧北村又は旧硫黄島村に属していた権利義務は、小笠原村に帰属する。

(設置選挙の特例)

第二十条 小笠原村の設置による議会の議員の一般選挙及び長の選挙に関する公職選挙法第三十三条第三項の規定の適用については、同項中「地方自治法第七条第六項(市町村の設置の告示)の告示による当該市町村の設置の日」とあるのは、「自治大臣の指定する日」と読み替へるものとする。

(機関の特例)

第二十一条 小笠原村の長が最初に選挙されて就任するまでの間においては、東京都知事が自治大臣の同意を得て任命した者をもつて村長の職務を行なう者(以下この章において「職務執行者」という。)とする。

2 職務執行者は、この法律及びこれに基づく政令で定めるもののほか、村長及び収入役の権限に属するすべての職務を行なう。

3 小笠原村は、議会が成立するまでの間におい

ては、政令で定めるところにより、執行機関の附属機関として村政審議会を置かなければならない。

(議会の議員及び長の任期の特例)

第二十二條 第二十條の規定により読み替えて適用される公職選挙法第三十三第三項の規定に基づいて自治大臣が指定した日から起算して四年を経過した日の前日までの間において選挙される小笠原村の議会の議員及び長の任期については、地方自治法第九十三第一項及び第四百十條第一項の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

(条例の制定手続の特例)

第二十三條 小笠原村においては、議会が成立するまでの間は、地方自治法第九十六第一項第一号の規定にかかわらず、職務執行者が村政審議会の意見をきいて、条例を設け又は改廃することができる。

2 小笠原村の長は、最初に招集された議会において、前項の規定による条例の制定について、その承認を求めなければならない。

(議決事項の特例)

第二十四條 職務執行者は、議会が成立するまでの間においては、その事務を管理し及び執行する場合において、地方自治法その他の法令により議会の議決を要することとされているときは、これらの法令の規定にかかわらず、当該議決に代えて村政審議会の意見をきかなければならない。

らない。

(政令への委任)

第二十五條 第十八條から前条までに定めるもののほか、小笠原村の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 現地における行政機関の設置

(小笠原総合事務所の設置)

第二十六條 当分の間、小笠原諸島に係る国の行政機関の権限に属する事務を処理するため、現地の総合行政機関として小笠原村に小笠原総合事務所を置く。

2 小笠原総合事務所においては、政令で定める地方支分部局において所掌することとされている事務のほか、この法律又はこれに基づく政令の規定によりその所掌に属することとされる事務をつかさどる。

3 小笠原総合事務所は、自治大臣の管理に属するものとし、その内部組織は、自治大臣が前項に規定する事務を所掌する国の行政機関の長(以下この章において「関係行政機関の長」という。)と協議して定める。

(職員)

第二十七條 小笠原総合事務所の職員の任免は、自治大臣が関係行政機関の長と協議して行なう。

(指揮監督)

第二十八條 関係行政機関の長は、それぞれの所掌事務に関し小笠原総合事務所の長その他の職員を指揮監督する。

員を指揮監督する。

(政令への委任)

第二十九條 前三條に定めるもののほか、小笠原総合事務所の組織及び運営並びにその処理する事務と小笠原諸島において関係地方公共団体又はその機関が処理する事務との間の連絡及び調整に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

(現地住民の採用)

第三十條 国及び関係地方公共団体は、当分の間、小笠原諸島に置かれる行政機関の職員として小笠原諸島の住民が採用されることとなるように配慮しなければならない。

(国及び地方公共団体の施設等の供用)

第三十一條 国及び関係地方公共団体は、当分の間、小笠原諸島の住民の生活の安定のため必要がある場合には、小笠原諸島においてその事務又は事業の用に供している施設その他の財産を、他の法令の規定にかかわらず、その設置の目的を著しく妨げない限度において住民の使用に供することができる。

(負担金、補助金等の特例)

第三十二條 当分の間、小笠原諸島の住民の生活の安定のため必要があるときは、他の法令の規定にかかわらず、国の負担金、補助金等に関する政令で特別の定めをすることができる。

(国所有の財産の譲与等)

第三十三條 国は、当分の間、小笠原諸島の住民

の生活の安定を図るため必要があるときは、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)、国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)若しくは国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)又は物品の無償貸付及び譲与等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十九号)その他の法令の規定によるほか、国が小笠原諸島において所有する政令で定める国有財産又は物品を、政令で定めるところにより、関係地方公共団体その他政令で定める公共の利益となる事業を行なう者に対し、無償又は時価より低い価格で譲渡し、又は貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、政令で定めるところにより、前項に規定する国有財産の管理を地方公共団体その他同項に規定する事業を行なう者に委託することができる。

(緊急事業のための土地の使用)

第三十四條 この法律の施行の日から二年を経過する日までの間において、小笠原諸島の住民の生活の安定その他公共の利益を図るため、小笠原諸島において土地収用法その他の法令により土地を収用し又は使用することができる事業を緊急に施行する必要がある場合には、国若しくは関係地方公共団体又は政令で定める者(以下この条において「起業者」という。)は、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間について、政令で定めるところにより、建設大臣又は東京都知事の許可を受け、

昭和四十二年五月十六日 衆議院會議録第三十四号 小笠原諸島の復興に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案

直ちに、他人の土地を使用することができる。
2 前項の規定による使用の期間は、六月をこえることができない。

3 建設大臣又は東京都知事は、第一項の許可をしたときは、直ちに、起業者の名称、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を建設大臣にあつては官報で、東京都知事にあつてはその定める方法で公示しなければならない。

4 第一項の規定による土地の使用によつて土地の所有者及び関係人が通常受ける損失は、起業者が補償しなければならない。ただし、次条の規定に違反して行なわれた土地の形質の変更又は工作物の新築に係る損失については、この限りでない。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定による土地の使用について必要な事項は、政令で定める。

(土地の形質の変更等の制限)

第三十五条 小笠原諸島の復興の計画的かつ円滑な推進を図るため、この法律の施行の日から三年をこえない範囲内において政令で定める日までの間は、何人も、小笠原諸島において土地の形質の変更又は施設若しくは工作物の新築（以下この条において「土地の形質の変更等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
一 国又は関係地方公共団体が行なうとき。

二 災害の防止その他公共の利益のため欠くことのできない事業として政令で定めるもののために行なう場合において、当該事業を行なう者があらかじめ小笠原総合事務所長の許可を得たとき。

三 この法律の施行の際、小笠原諸島に住所を有する者が、現に使用している土地について行なうとき。

四 小笠原諸島に移住する者が、その者の用に供する建物その他の工作物の新築のためにする場合において、あらかじめ小笠原総合事務所長の許可を得たとき。

五 容易に原状に回復することができる程度の行為として政令で定めるものを行なうとき。

2 小笠原総合事務所長は、前項の規定に違反して土地の形質の変更等をした者に対し、工事その他の行為の停止を命じ、又は物件の除去その他違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

3 小笠原総合事務所長は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ同項の者に対し弁明の機会を与えなければならない。

(復興法の制定)

第三十六条 この法律に定めるもののほか、旧島民の小笠原諸島への帰島及び小笠原諸島の復興に関し国及び地方公共団体が講ずべき措置については、別に法律で定める。

第七章 罰則

第三十七条 第十六条第一項の規定に違反して漁業を営んだ者又は同条第三項の制限若しくは条件に違反して漁業を営んだ者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、製品、漁船及び漁具は、没収することができる。この場合において、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第三十八条 第三十五条第二項の規定による小笠原総合事務所長の命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第三十七条第一項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、附則第三條第二項の規定は、政令で定める日から施行する。

(関係法令の一部改正)

第二条 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する

法律(昭和二十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第五表東京簡易裁判所の管轄区域の欄中「文京区」を「文京区 小笠原村」に改める。

第三条 沖繩関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令(昭和二十三年政令第三百六号)の一部を次のように改正する。

第一条 第一項中「北緯二十九度以南の南西諸島」を「硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)」に改める。

2 沖繩関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令の一部を次のように改正する。

第一条 第一項中「小笠原諸島、硫黄列島及び南鳥島のうち法務省令で定める地域」を削る。

第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

第三条 第三号中「伊平屋島、北緯二十七度」を「及び伊平屋島並びに北緯二十七度」に改め、

「珊瑚岩の南の南方諸島(小笠原諸島、西之島及び火山列島をいう。)、沖の島及び南鳥島」を削る。

第五条 公職選挙法の一部を次のように改正する。

附則第二十項を附則第二十一項とし、附則第十九項中「附則第十二項から第十五項まで」を

「附則第十三項から第十六項まで」に改め、附則中同項を第二十項とし、第十八項を第十九項とし、附則第十七項中「附則第十五項」を「附則第十六項」に改め、附則中同項を第十八項とし、第十六項を第十七項とし、第十五項を第十六項とし、附則第十四項中「附則第十二項」を「附則第十三項」に改め、附則中同項を第十五項とし、第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、第十一項の次に次の一項を加える。

12 別表第一の規定にかかわらず、当分の間、小笠原村は、東京都第二区に属するものとす

る。

第六条 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中、「彌羅岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島をいう。）、沖の島島又は南島島」を削る。

第七条 南方同胞援護会法（昭和三十二年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「次に掲げる地域」を「硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）の地域」に改め、各号を削る。

附則第十二項を次のように改める。

（業務に關する暫定措置）

12 援護会は、当分の間、第二十条に掲げる業務のほか、次の業務を行なうことができる。

一 政令で定める北方の地域に關し、第二十

条に掲げる種類の業務

二 小笠原諸島（小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和四十三年法律第 号）第一条に規定する小笠原諸島をいう。）の現地の住民（同法の施行の日の前日に小笠原諸島に住所を有する日本国民をいう。）に対する援護、小笠原諸島の旧島民の帰島のために国又は地方公共団体が行なう施策に対する協力及びこれらの業務に關し協力する者に対する助成

理 由

南方諸島及びその他の諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づく小笠原諸島の復帰に伴い、法令の適用についての暫定措置を定めるとともに、同協定の効力発生の際現に小笠原諸島に住所を有する者及び小笠原諸島に係る旧島民の権利又は利益の保護並びにこれらの者の生活の安定等を図るため特別の措置を講じ、あわせて小笠原諸島をその区域とする村の設置及び現地における行政機関の設置等について所要の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

徳二君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔床次徳二君登壇〕

○床次徳二君 ただいま議題となりました小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案につきまして、沖縄及び北方問題等に関する特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、南方諸島及びその他の諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づく小笠原諸島の復帰に伴い法令の適用についての暫定措置を定めるとともに、小笠原諸島の旧島民及び現島民の小笠原諸島における権利または利益の保護並びにこれらの者の生活の安定をはかるため特別の措置を講じ、あわせて小笠原諸島をその区域とする村の設置及び現地における行政機関の設置等について、所要の事項を定めようとするものであります。

その要旨は、

まず第一に、国及び地方公共団体は、旧島民の帰島及び生活の再建並びに現島民の生活の安定に努力すべきこと。

第二に、現島民に対する措置として、住宅等の敷地を法定賃借権の設定により保護し、漁業操業の保護並びに失業、離職、就業等につき、所要の

生活安定の措置をとること。

第三は、旧島民に対しては、本土引き揚げ当時存しておった耕作権、漁業権等の実態に即し、適切な保護をすること。また、帰島者の住宅用地が、現住民使用中の場合は、その保護措置をとること。

第四は、行政組織として、東京都に属する小笠原村の設置、現地行政機関として、小笠原総合事務所を設置すること。

第五は、小笠原諸島に対する施策として、国及び地方公共団体は、住民の生活安定のため、財産を住民の使用に供し、または公共の事業に国有財産の譲与等を行ない得ること。負担金、補助金等について特別の措置をとること。特別な場合を除き、土地の現状変更の制限または旧島民の帰島及び小笠原の復興に關し、別に法律を定めること。

第六は、小笠原復帰に伴い、関係法令の改正整備を行なうほか、本法における制限禁止事項に違反した者に対する罰則を定めることとしたしております。

最後に、この法律の施行期日は、「南方諸島及びその他の諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日」とすること。

以上が本案の要旨であります。

本案は、四月二十六日本特別委員会に付託され、五月七日田中総理府総務長官から提案理由の説明を聴取し、その間地方行政委員会と連合審査会において参考人からの意見を聴取する等、慎重

昭和四十二年五月十六日 衆議院會議第三十四号 朗読を省略した議長の報告

に審査を進めてまいりましたが、その詳細につきましては会議録に譲ることいたします。

かくて、本日、質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決した次第であります。

なお、本案に対し、小淵恵三君外三名提出の自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の共同提案にかかる附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(小平久雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○副議長(小平久雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後六時五分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
外務大臣 三木 武夫君
厚生大臣 國田 直君

農林大臣 西村 直己君
通商産業大臣 椎名悦三郎君
国務大臣 田中 龍夫君
国務大臣 鍋島 直昭君
出席政府委員

内閣法制局第一部長 真田 秀夫君
科学技術庁原子力局長 藤波 恒雄君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る十四日、本院は次の件を議決した旨内閣に通知した。

昭和四十年年度一般会計歳入歳出決算
昭和四十年年度特別会計歳入歳出決算
昭和四十年年度国税収金整理資金受払計算書

昭和四十年年度政府関係機関決算書
昭和四十年年度国有財産無償貸付状況総計算書

昭和四十年年度国有財産増減及び現在額総計算書
昭和四十年年度国有財産無償貸付状況総計算書

昭和四十年年度国有財産無償貸付状況総計算書
昭和四十年年度国有財産無償貸付状況総計算書

(報告書受領)

一、去る十四日、内閣から国際労働機関憲章第十九条の規定による次の報告書を受領した。

千九百六十七年の国際労働機関第五十一回總會において採択された条約及び勧告に関する報告書

一、去る十四日、内閣を経由して土地調整委員会委員長黒河内透君から、土地調整委員会設置法第十九条の規定に基づく昭和四十二年土地調整委員会年次報告書を受領した。

(通知書受領)

一、昨十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

清掃施設整備緊急措置法
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律

金融機関の合併及び転換に関する法律
運輸省設置法の一部を改正する法律

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律
競馬法の一部を改正する法律

刑法の一部を改正する法律
沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法

法

(理事補欠選任)

一、去る十四日、外務委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 穂積 七郎君(理事帆足計君去る十四日理事辞任につきその補欠)

一、昨十五日、常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

外務委員会

理事 青木 正久君(理事小泉純也君昨十五日理事辞任につきその補欠)

文教委員会

理事 河野 洋平君(理事白井莊一君昨十五日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る十四日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

淡谷 悠蔵君 浜田 光人君

工藤 良平君 山崎 始男君

地方行政委員

大野 潔君

法務委員

佐々木更三君 西村 榮一君

小川新一郎君 横山 利秋君

外務委員

岡澤 完治君

大蔵委員

山崎 始男君 淡谷 悠蔵君

福永 一臣君 神門至馬夫君

山田 太郎君 有島 重武君

文教委員

西岡 武夫君 大橋 敏雄君

社会労働委員

農林水産委員

工藤 良平君 浜田 光人君

商工委員

一、昨十五日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

遠藤 三郎君 久保田鶴松君
松本 忠助君 金丸 徳重君
運輸委員 近江巳記夫君
通信委員
森本 靖君 久保田鶴松君
建設委員 北側 義一君
予算委員 横山 利秋君
田中 正巳君 佐々木更三君
塚本 三郎君
西村 榮一君

赤城 宗徳君 荒松清十郎君
内海 英男君 江崎 真澄君
野呂 恭一君 藤波 孝生君
淡谷 悠蔵君 稻村 隆一君
安井 吉典君 米内山麓一郎君
小山 省二君 田澤 吉郎君
橋口 隆君 箕輪 登君
武藤 嘉文君 渡辺 栄一君
伊賀 定盛君 大原 亨君
工藤 良平君 千葉 佳男君

地方行政委員

青木 正久君 有島 重武君
谷口善太郎君 赤城 宗徳君
山田 太郎君

法務委員

外務委員

大蔵委員

文教委員

社会労働委員

農林水産委員

商工委員

神田 博君

池田正之輔君 宇都宮徳馬君
大平 正芳君 毛利 松平君
松本 善明君 伊藤宗一郎君
小淵 恵三君 佐藤 孝行君
箕輪 登君
奥野 誠亮君 鯨岡 兵輔君
西岡 武夫君 古屋 亨君
野口 忠夫君 池田正之輔君
宇都宮徳馬君 大平 正芳君
大原 亨君

二階堂 進君 大原 亨君
唐橋 東君 大野 潔君
矢野 絢也君 淡谷 悠蔵君
下平 正一君 山中 吾郎君

福永 一臣君 島本 虎三君
八木 昇君 山田 耻目君
北側 義一君 石橋 政嗣君
川崎 寛治君 山口 鶴男君

栗山 秀君 伊賀 定盛君
工藤 良平君 樋上 新一君
神田 博君 安井 吉典君
米内山麓一郎君

多賀谷真稔君

千葉 佳男君 栗山 秀君
稻村 隆一君 岡本 隆一君
加藤 六月君 水野 清君
荒松清十郎君 内海 英男君

通信委員

建設委員

予算委員

決算委員

議院運営委員

(常任委員補欠選任)

一、去る十四日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

山崎 始男君 工藤 良平君
浜田 光人君 淡谷 悠蔵君
有島 重武君
法務委員 横山 利秋君
地方行政委員 岡澤 完治君

山田 太郎君 佐々木更三君
西村 榮一君
淡谷 悠蔵君 山崎 始男君
大蔵委員 西岡 武夫君 中嶋 英夫君
小川新一郎君

文教委員

社会労働委員

農林水産委員

商工委員

運輸委員

通信委員

建設委員

予算委員

内閣委員

橋口 隆君

武藤 嘉文君 金丸 徳重君
近江巳記夫君 久保田鶴松君
松本 忠助君
久保田鶴松君 森本 靖君
大橋 敏雄君
遠藤 三郎君 佐々木更三君
西村 榮一君 横山 利秋君
塚本 三郎君

一、昨十五日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

昭和四十二年五月十六日 衆議院會議録第三十四号 朗読を省略した議長の報告

小山 省二君	渡辺 栄一君	唐橋 東君	小松 幹君	山田 耻目君	森本 靖君	奥野 誠亮君	小泉 純也君
大原 亨君	千葉 佳男君	西岡 武夫君	石橋 政嗣君	野口 忠夫君	多賀谷眞稔君	一、昨十五日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。	
工藤 良平君	伊賀 定盛君	川崎 寛治君	山口 鶴男君	山口 鶴男君	広瀬 秀吉君	石炭対策特別委員	
野呂 恭一君	江崎 真澄君	浅井 美幸君	島本 虎三君	山田 耻目君		池田正之輔君	岡田 春夫君
赤城 宗徳君	内海 英男君	八木 昇君	山田 耻目君			松本 忠助君	石野 久男君
荒松清十郎君	藤波 孝生君	農林水産委員				中野 明君	
米内山義一郎君	淡谷 悠蔵君	神田 博君	米内山義一郎君				
安井 吉典君	稻村 隆一君	安井 吉典君	北側 義一君				
地方行政委員		粟山 秀君	工藤 良平君				
赤城 宗徳君	大野 潔君	伊賀 定盛君					
松本 善明君	青木 正久君	伊賀 定盛君					
法務委員	矢野 絢也君	商工委員					
外務委員		粟山 秀君	岡本 隆一君				
佐藤 孝行君	小淵 恵三君	稲村 隆一君	神田 博君				
伊藤宗一郎君	箕輪 登君	千葉 佳男君	多賀谷眞稔君				
谷口善太郎君	大平 正芳君	運輸委員					
宇都宮徳馬君	池田正之輔君	荒松清十郎君	内海 英男君				
毛利 松平君		加藤 六月君	水野 清君				
大蔵委員		通信委員					
池田正之輔君	大平 正芳君	島本 虎三君	石橋 政嗣君				
福永 一臣君	宇都宮徳馬君	建設委員					
大原 亨君	奥野 誠亮君	江崎 真澄君	唐橋 東君				
古屋 亨君	鯨岡 兵輔君	北側 義一君	浦野 幸男君				
野口 忠夫君		下平 正一君	樋上 新一君				
文教委員		予算委員					
大村 襄治君	淡谷 悠蔵君	八木 昇君	大橋 敏雄君				
下平 正一君	有島 重武君	山中 吾郎君	川崎 寛治君				
山田 太郎君	大原 亨君	決算委員					

南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(議案送付)

一、去る十四日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

国立光明寮設置法の一部を改正する法律案
身体障害者福祉法の一部を改正する法律案
お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案
大気汚染防止法案
騒音規制法案

割賦販売法の一部を改正する法律案

一、昨十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

柔道整復師法案(小沢辰男君外二十一名提出)
(議案通知書受領)

一、昨十五日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

競馬法の一部を改正する法律案

一、昨十五日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

清掃施設整備緊急措置法案
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案

昭和四十三年五月十六日 衆議院会議録第三十四号

金融機関の合併及び転換に関する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法案

一、昨十五日、参議院において、第五十五回国会、第五十六回国会及び第五十七回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
刑法の一部を改正する法律案

日本国とニュー・ジラランドとの間の漁業に関する協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

わが国は、ニュー・ジラランドが一九六六年一月から国内法により沿岸から十二海里までの漁業水域を設定したことに對して、沿岸国の一方的な措置による漁業水域の設定は国際法上認められないとの立場から異議をとなえ、この問題につきニュー・ジラランド側と交渉を行なつた結果、ニュー・ジラランドに隣接する水域におけるわが国漁船の操業について合意が成立したので、昭和四十二年七月十二日ウェリントンにおいて本協定に署名を行なつた。

本協定は、ニュー・ジラランドの領海が測定される基線から十二海里以内(以下「区域」といふ)においては、日本船舶は漁業に従事しないが、一九七〇年十二月三十一日までは区域内の大海里と十二海里との間にある一定水域においては両国政府間で合意される規模で、底はえなわ漁業に従事することができると、日本船舶による協定違反については、両国の当局のいずれか一方により措置が執られるが、両国政府はそれぞれの管轄権の行使に關して取極を行なうことができること及びニュー・ジラランド当局は、区域内において、許可証の検査及び協定の規定遵守のために、日本船舶を臨検することができると等について規定している。

なお、本協定は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。よつて政府は、本協定の締結について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、わが国の漁船が一九七〇年十二月三十一日までニュー・ジラランドに隣接する水域において従来の実績による規模の操業を引き続き行ないうることとなることにも、両国の友好関係の増進にも寄与することになるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和四十三年五月十五日

外務委員長 秋田 大助

衆議院議長 石井光次郎殿

メキシコ合衆国の領海に接続する水域における日本国の船舶による漁業に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

わが国は、メキシコが一九六七年二月から国内法により沿岸から十二海里までの漁業水域を設定したことに對して、沿岸国の一方的な措置による漁業水域の設定は国際法上認められないとの立場から異議をとなえ、この問題につきメキシコ側と交渉を行なつた結果、メキシコに隣接する水域におけるわが国漁船の操業について合意が成立したので、昭和四十三年三月七日メキシコ・シティにおいて本協定に署名を行なつた。

本協定は、メキシコの太平洋側の領海が測定される基線から九海里と十二海里との間にある一定水域(以下「操業区域」といふ)を除くほか、メキシコの領海の基線から十二海里までの内では、日本船舶は漁業に従事しないこと、日本船舶は、操業区域内において、はえなわ漁法を使用することとし、主としてめばち、きはだ、ばしよりかじき、まかじき及びめかじきを漁獲す

ること、一九七二年末までの五年間の総漁獲量は、一万五千五百トンとすること及び日本の当局は操業予定船舶の特徵及び概数並びに前年度の漁業活動の結果に關し、メキシコの当局に毎年通報すること等について規定している。

なお、この協定は、日本国がこの協定を承認した旨の通告をメキシコ合衆国政府が受領した日に効力を生じ、一九七二年十二月三十一日まで効力を有することになっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、わが国の漁船がメキシコに隣接する水域において、従来の実績を維持しつつ引き続き漁業に従事することができることとなることにも、両国の友好関係の増進にも寄与することになるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和四十三年五月十五日

外務委員長 秋田 大助

衆議院議長 石井光次郎殿

農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案の主な改正点は、次のとおりである。

1 次代の農業をになり優秀な農業後継者を育成確保するための対策をより一層強化するため、本省の附属機関として農業者大学校を設置し、農業に従事している青少年に対し、近代的な農業経営に必要な学理及び技術の教育を実施することとする。

2 地域農林行政の総合的な推進を図るため、地方農政局を地方農林局に改組し、新たに民有林野に関する事務を所掌させることとする。とともに、本省の地方支分部局である統計調査事務所の組織を吸収統合する。これにあわせて、北海道に所在する統計調査事務所は、これを独立の地方支分部局としてその組織を整備するほか、林野庁林政部の事務、営林局等の機構及び所掌事務の一部を整備することとする。

3 日本農林規格の適正化を図るため、輸出品検査所に、日本農林規格による格付の表示を附された農林物資の検査事務等を行なわせることができることとする。

4 神戸肥飼料検査所の施設が狭隘となつたので、同検査所を大阪市に移転し、その名称を大阪肥飼料検査所に改める。

5 南西海区水産研究所周辺の市街地化等に伴い、その環境が試験研究等に不適当となつたので、同研究所を広島市より広島県大野町に移転する。

なお、施行期日は、昭和四十三年十月一日としてゐる。ただし、1及び3については本年四月二日、4については同年十一月一日、5については同年十二月一日から施行することとしている。

二 議案の修正議決理由

本案は、農林水産行政の適正かつ能率的な運営を図るため、妥当な措置と認めるが、施行期日のうち、昭和四十三年四月一日は、すでにその日を経過しているもので、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約一億一千四百四十七万円が、昭和四十三年度一般会計予算に計上されている。

昭和四十三年五月十五日

内閣委員長 三池 信

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

（小字及び一は修正）

附 則

1 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。ただし、第十七条及び第二十五条の改正規定並びに第三十三条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日同年四月一日から、第二十三条の改正規定は同年十一月一日から、第八十二条の改正規定は同年十一月一日から、第八十二条の改

正規定は同年十二月一日から施行する。

砂利採取法案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

土木建築工事の急速な増大に伴い、骨材供給の大宗を占める砂利の生産も拡大を続け、とくに最近ではいわゆる山砂利、陸砂利の採取が増大し、これに伴う災害が激増しており、現行の砂利採取法による規制のみでは砂利採取に伴う災害の防止に万全を期し難い実情にある。

本案は、このような実情にかんがみ、砂利採取に伴う災害を防止し、あわせて砂利採取業の健全な発達に資するため、砂利採取業についてその事業を行なう者の登録、砂利の採取計画の認可その他の規制を行なうとするもので、主な内容は次のとおりである。

1 砂利採取業者の登録

砂利採取業を行なおうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するときには通商産業大臣の、一の都道府県内のときは都道府県知事の登録を受けなければならない。

この場合、事務所ごとに砂利採取業務主任者を置いていなければならない。

2 砂利採取業務主任者

(1) 砂利採取業務主任者は、砂利の採取に伴う災害の防止に關して必要な知識及び技能

について都道府県知事が行なう一定の資格試験に合格した者、又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると都道府県知事が認定した者でなければならない。

(2) 砂利採取業務主任者は、砂利の採取に伴う災害の防止に關し、通商産業省令で定める職務を誠実に履行しなければならない。

3 採取計画の認可

(1) 砂利採取業者は、砂利の採取を行なおうとするときは、砂利採取場ごとに採取計画を定め、都道府県知事（砂利採取場が河川の区域内にあるときは河川管理者）の認可を受けなければならない。

(2) 採取計画には、砂利採取の区域、砂利の種類と数量、採取期間、方法、設備等及び災害の防止のための方法、施設等の事項を定めなければならない。

(3) 都道府県知事又は河川管理者は、認可申請に係る採取計画に基づく砂利採取が他人に危害を及ぼし、公共用施設を損傷し、他産業の利益を損じ、又は公共の福祉に反すると認めるときは、採取計画を認可してはならない。

(4) 採取計画の認可を受けた砂利採取業者は、その計画に従つて砂利の採取を行なわなければならない。

4 緊急措置命令等

(1) 都道府県知事又は河川管理者は、砂利採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があるとき、砂利採取業者に対し必要な措置をとるべきこと、又は砂利採取を停止すべきことを命ずることができる。

(2) 都道府県知事又は河川管理者は、登録義務、採取計画の認可義務等の規定に違反して砂利採取を行なつた者に対し、採取跡の埋めもどし、その他砂利採取に伴う災害の防止に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 河川法との関係

砂利採取場が河川区域等の区域内にある場合において採取計画の認可を受けたときは、その計画に基づいて行なう工作物の新築、土地の堀さく等の行為について、河川法による許可があつたものとみなす。

6 標識の掲示

砂利採取業者は、採取場の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の事項を記載した標識を掲げなければならない。

7 市町村長の要請

市町村長は、砂利採取に伴う災害が発生するおそれがあるとき、都道府県知事又は河川管理者に対し必要な措置を講ずべきことを要請することができる。

要請された都道府県知事又は河川管理者は必要な調査を行ない、所要の措置を講じなければならない。

8 その他

(1) 報告の徴収、立入検査、国及び地方公共団体の砂利採取業者に対する指導及び助言、罰則等の規定を設ける。

(2) 本法は、公布の日から三月以内で政令で定める日から施行する。

(3) 本法施行の際、現に砂利採取業を行なっている者について、所要の経過措置を講ずる。

(4) 本法施行に伴い、現行砂利採取法を廃止するほか、関連法律について所要の改正を行なう。

二 議案の可決理由

本案は、砂利採取に伴う災害を防止し、あわせて砂利採取業の健全な発達に資するための措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

昭和四十三年五月十五日

商工委員長 小峯 柳多

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

砂利採取法案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の諸点につき万全を期すべきである。

一 砂利採取計画の認可その他本法の運用にあたり、公共の安全を確保する見地から、関係各省の緊密な連絡のもとに適確な運用基準を定めるとともに、将来とも事態に即応して改善を加えるよう努めること。

なお、採石法の運用についても同様に配慮すること。

二 砂利採取を目的とする農地転用の許可について慎重を期するとともに、無断転用に對する取締まりを強化すること。

三 骨材の需給見通し及び資源賦存状況の調査に努めるとともに、骨材の安定供給体制を確立するため、骨材資源の開発とその有効利用、骨材の運送流通体制の整備、骨材企業の基盤の充実等、諸般の対策を樹立し、早急に実施すること。

電気用品取締法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における消費生活の向上及び技術の進歩に伴う家庭用等電気製品の普及の現況にかんがみ、粗悪な電気用品による危険及び障害の発生を防止するため、規制対象電気用品の範囲の拡大及び規制措置の整備等を図ろうとするものであり、主な内容は次のとおりである。

1 構造又は使用方法その他の使用状況からみて、特に危険又は障害の発生するおそれが多

い現行の電気用品を「甲種電気用品」とするとともに、新たに甲種電気用品以外の電気用品を「乙種電気用品」として追加し、軽易な規制を課するものとする。

また、電気用品に携帯発電機であつて政令で定めるものを追加する。

2 甲種電気用品輸入事業者の販売する甲種電気用品は、省令で定める技術上の基準に適合していなければならないものとする。

3 甲種電気用品に係る型式認可の有効期間は、三年以上七年以下の範囲内において、甲種電気用品ごとに政令で定める（現行は一律七年）。

4 乙種電気用品の製造事業者及び輸入事業者に事業開始の届出義務、技術基準の適合義務及び表示義務を課する。

5 立入検査をした場合において、その所在場所での検査することが著しく困難である電気用品については、その提出を命ずることができるとし、この場合、通常生ずべき損失を補償するものとする。

6 甲種電気用品輸入事業者についての改善命令の規定を追加するとともに、乙種電気用品の製造事業者及び輸入事業者についての改善命令、業務停止命令等の規定を整備する。

7 甲種電気用品の製造事業登録手数料の限度額を七千円（現行 四千円）に、型式認可の手数料の限度額を二十万円（現行 四万円）にそ

れぞれ改める等手数料の改訂を行なう。

8 その他の条文の規定を整備する。

なお、本法は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、粗悪な電気用品による危険及び障害の発生を防止するための措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十三年五月十五日

商工委員長 小峯 柳多

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

電気用品取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

電気による火災並びに感電事故等が多数発生している現状にかんがみ、政府は、本法施行にあたり、次の諸点について万全の措置を講ずべきである。

一 電気用品の使用者に対し、その取扱方法につき常時適切な指導を実施するとともに、製造事業者、電気事業者等に対し、率先して災害防止活動を行なわしめ、保安に関する責任を明確にすること。

二 立入検査及び電気用品に関する実態調査を広範囲に実施し、不良用品の出回りを極力防止するよう努めること。

三 消防庁をはじめ関係各機関との連携を密にし、災害の絶無を期すること。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被害作用の影響を受け、今なお特別の状態にある被爆者に対し、特別手当を支給する等被爆者の福祉の向上を図ろうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 特別手当の支給

都道府県知事（広島市及び長崎市の場合は市長。以下同じ。）は、負傷又は疾病が原子爆弾の被害作用に起因する旨を厚生大臣より認定された者であつて、その認定に係る負傷又は疾病の状態にあるものに対し、月額一万円の特例手当を支給すること。

2 健康管理手当の支給

都道府県知事は、特別被爆者であつて、造血機能障害、肝臓機能障害その他厚生省令で定める障害を伴う疾病にかかっているものうち、六十五歳以上の者、厚生省令で定める範囲の身体上の障害がある者又は母子世帯の母

若しくはこれに準ずる者に対し、月額三千円の健康管理手当を支給すること。ただし、その者が特別手当の支給を受けている場合は、この限りでないこと。

3 医療手当の支給

都道府県知事は、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律に基づき、医療の給付を受けている被爆者に対し、政令の定めるところにより、医療手当を支給すること。

4 介護手当の支給

都道府県知事は、厚生省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害により介護を必要とする状態にある特別被爆者であつて、介護のための費用を支出しているものに対し、政令の定めるところにより、介護手当を支給すること。

5 費用の交付等

国は、都道府県、広島市又は長崎市が支弁する特別手当、健康管理手当及び医療手当に係る事務の処理及びその支給に要する費用を交付すること。また、国は、都道府県、広島市又は長崎市が支弁する介護手当の支給に要する費用についてはその十分の八を、介護手当に係る事務の処理に要する費用についてはその二分の一を負担すること。

6 施行期日

この法律は、昭和四十三年九月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者が今なお特別の状態におかれている実情にかんがみ、これらの者に特別手当を支給する等被爆者の福祉の向上を図ることは時宜に適するものと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十三年度一般会計予算(厚生省所管)に原爆被爆者手当交付金等として六億百万六千円が計上されている。

右報告する。

昭和四十三年五月十六日

社会労働委員長 八田 貞義

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案に対する附帯決議

昭和三十九年五月十六日 衆議院会議録第三十四号

議案に関する報告書

政府は、本法の施行にあたり次の事項についてその改善に努めること。

一 認定疾病被爆者の認定を行なうにあつては、被爆者の実情を十分に配慮し積極的に対処すること。

二 生活保護法の適用上特別手当の収入認定を行なうにあつては、できるだけ加算措置の拡大に努めること。

三 今後とも健康管理手当など諸手当の支給対象の拡大、支給金額の改善及び介護手当の弾力的運営に努めること。

四 できるだけ速やかに原爆被爆により死亡した者のうち、実情に応じ葬祭料を支給できるよう検討すること。

五 健康保険等被用者保険における本人の一部負担金について、公費負担を行なうことを検討すること。

六 沖縄在住の原子爆弾被爆者に対しては、本土並みの措置を行なうこと。

七 旧「防空法」による犠牲者に対し、昭和四十二年六月八日の本委員会の附帯決議を尊重し、その施策の推進をはかること。

八 原爆死没者並びにその遺族に関する調査を、

速やかに実施すること。

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、社会福祉法人の設置する老朽の著しい社会福祉事業施設の改造を促進するため、社会福祉事業振興会が利子を徴しないで貸し付ける期間を昭和四十三年度から昭和四十五年度まで延長しようとするものである。

その要旨は次のとおりである。

1 社会福祉事業振興会が、老朽民間社会福祉事業施設の改造に必要な資金として昭和四十三年度から昭和四十五年度までの間に貸し付ける貸付金については、利子を徴しないものとする。

2 改正法は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

老朽の社会福祉事業施設の改造を促進するため、社会福祉事業振興会が社会福祉法人に利子を徴しないで貸し付ける期間を昭和四十三年度から昭和四十五年度まで延長することは、時宜

に適するものと認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十三年度一般会計予算(厚生省所管)において、老朽民間社会福祉施設利子助成額として約一千万円が計上されている。

右報告する。

昭和四十三年五月十六日

社会労働委員長 八田 貞義

衆議院議長 石井光次郎殿

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、小笠原諸島の復帰に伴い、法令の適用についての暫定措置その他必要な特別措置を定めるものであり、その要旨は次のとおりである。

(一) 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、旧島民の帰島及び生活の再建に配慮するとともに、現島民の生

活の安定がそこなわれることのないよう努めるものとする。

(イ) 現島民に対する措置

1 現島民に対する措置として、本法施行の際使用している建物その他の工作物につき、他人の土地を使用している場合に、本法施行の日から、この法律の定めるところにより、賃借権が設定されたものとして権利関係の調整を図ること。

2 小笠原諸島周辺海域における漁業秩序が確立されるまでの間の漁業制限その他の暫定措置、アメリカ合衆国軍隊の引揚に伴う離職対策その他法令の適用について、暫定措置をとること。

(ロ) 旧島民に対する措置

旧島民に対する措置としては、引揚当時有していた耕作権、漁業権等の適切な保護措置を講ずるとともに、旧島民の帰島に際し、その所有地が現住民の使用地である場合、国有地の貸付け又は交換を行なうことができることとしている。

(四) 行政組織

東京都に属する小笠原村を置くこととし、

現地における国の事務を処理するため小笠原総合事務所を設置すること。

(ロ) 小笠原諸島に対する施策

国及び関係地方公共団体は、当分の間、小笠原諸島の住民の生活の安定のために必要がある場合は、その施設その他の財産を住民の使用に供することができるものとし、その他負担金、補助金等の特例、国有財産の譲与、緊急事業のための土地使用、土地利用についての現状変更等に関し、復興法による施策を定めるまでの間暫定措置を講ずること。

(イ) その他

1 公職選挙法の特例、公用又は公共の用のための土地使用、鉱業権設定の出願に関する特例等の外、法令の適用についての経過措置及び復帰に伴い必要とされる事項に関し、政令で必要な規定を設けることができる。

2 以上の外小笠原諸島の復帰に伴い、改正を必要とされる関係法令の規定の整備を図ること。

3 この法律の施行期日は、南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆

国との間の協定の効力発生の日とする。

二 議案の可決理由

本案は、小笠原諸島の復帰に伴い、法令の適用についての暫定措置を定めるとともに、小笠原諸島に住所を有する者及び小笠原諸島に係る旧島民の権利又は利益の保護並びにこれらの者の生活の安定等を図るため特別の措置を講じ、あわせて、行政機関の設置等について所要の特例を定めるものであり、その趣旨は妥当なものと認める、よつて、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十三年五月十六日

沖繩及び北方問題等
に関する特別委員長 床次 徳二

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たつては、次の事項に関し、遺憾のないよう適切な配慮を行なうべきで

ある。

一 小笠原諸島の復帰に当たり、その荒廃の現状にかんがみ、政府は国民の願望に答へ、その自然と産業が融和した新たな村づくりを目指し、復興開発を促進すべきである。

一 復帰に伴う現島民の生活の激変に対し、その不安の解消に努め、就業並びに子弟の教育等生活安定につき、適切な措置を講ずること。

一 復興計画及び復興法については、これに必要な基礎調査の実施を急ぎ、これに基づく小笠原の特殊事情に即し、国・東京都並びに旧島民など関係者の緊密かつ適切な協力により、各島にわたる総合計画としてこれを策定すること。

一 復興計画の実施に当たつては、各島の実態に応じた施策をできるだけ同時に進めようよう配慮するものとし、必要な経費は、現行法上の最高を下廻らない高率補助をとる等十分な財政措置を講ずること。

一 硫黄島における戦没者の遺骨は速やかにその収集を図ること。

一 農地法の適用については、復興法の施行に応じて、速やかに適用できるよう措置することともに、自作農による農業振興を図ること。

- 一 漁業者の生活安定を図るため小笠原諸島周辺海域における漁業秩序の確保、乱獲防止等について万全の対策を講ずること。
 - 一 本法による土地使用権の設定及び緊急事業のための土地使用等については、土地所有権者等の権利の保護に十分配慮すること。
 - 一 島民の生活の再建を図るため、その特殊事情を勘案し、特別の長期・低利の融資を行ないうるよう措置すること。
 - 一 本土及び各島間における交通・通信施設を早急に整備すること。
- 右決議する。

昭和四十三年五月十六日 衆議院會議録第三十四号

一四四

明治三十五年三月三十一日
第三号 印刷部 認可

定価 一部 二十五円
たし 奥書 紙は三十円
（送料別）

発行所

東京都港区赤坂奥町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二（大代）